

(司会) 皆様、こんにちは。第14回東京都障害者福祉交流セミナーにご来場いただき、ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、東京都心身障害者福祉センター地域支援課の小林でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日のプログラムについてご案内させていただきます。

この後、主催者のあいさつに続きまして、障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会の市橋博事務局長より、「障害者の声と都民の理解で災害につよまらづくりを」という題で一般講演を賜ります。講演後に15分間の休憩に入ります。

その後、日本社会事業大学、大橋謙策学長より、「住民と行政による新たな福祉の展開」という題で基調講演を賜ります。

午後4時半ごろには終了いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、東京都心身障害者福祉センター所長、入谷清美よりあいさつを申し上げます。

入谷所長、よろしくお願いいたします。

開会挨拶

入谷清美（東京都心身障害者福祉センター所長）

(入谷) 東京都心身障害者福祉センターの所長をしております入谷でございます。

本日はご多用中のところ、このように多くの方々にご参加をいただきまして、まことにありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

本セミナーは、心身障害者福祉センターの最大のイベントでございまして、本年で14回を迎えます。

本年は、3カ年の総合テーマでございます「障害者の地域生活をすすめるために」の2年目に当たります。平成18年に障害者自立支援法が施行されて以来、障害を持つ方が地域の中で生活していく、そのための社会基盤の整備ということが重要かつ緊急の課題ということになってまいりました。

障害者自立支援法につきましては、現行の法律は見直しという方向性が示されているところでございますけれども、障害を持つ方が地域の中で暮らしていけるという大きな潮流は今後も変わらないものであらうと考えております。

本セミナーの総合テーマの「障害者の地域生活

をすすめるために」という大きなテーマは、そういった流れの中で私どもで設定をしたものでございます。

ちなみに、1年目でございます去年は、やはり12月に文京のシビックホールで開催をいたしました。去年は「大都市東京での暮らし」ということに着目をした企画ということでいたしました。

基調講演として、東洋大学の北野先生から「都民としてだれでも当たり前の暮らし 働き」ということでお話をいただきました。また、続いて行政庁からの報告ということで、世田谷区役所の方からは、「働く喜び 世田谷区の取り組み」ということで話をさせていただいたというところでございました。

2年目のことしてございますけれども、本日は大きなテーマとして「大都市における安心・安全のネットワークの構築」というのを設定いたしました。障害者と災害ということに着目をした企画となっております。

本日でございますけれども、まず一般講演として障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会の市橋事務局長よりお話を伺います。市橋事務局長は阪神・淡路大震災発生の直後から現地へ赴かれまして、そこで障害者と災害の関係について、その目でつぶさにごらんになっていらしたという方でございます。そのような方から、現在の東京の姿を分析していただいて、課題は何なのか、将来のあるべき姿は何なのかについてご提言をいただきます。

続きまして、基調講演でございます。基調講演は日本社会福祉事業大学の学長より「住民と行政による新たな福祉の展開」ということでお話をいただきます。

戦後、日本の障害者の自立生活を振り返りつつも、障害者と行政が互いに支え合ってつくっていくという、これからのコミュニティづくりをご提言をいただくということになってございます。

なお、来年でございますけれども、大分気の早い話になってしまうのですが、来年は、「誕生からのライフステージに沿った障害者の地域生活支援」ということで開催をするということをご予定しておりますので、ことしに引き続いて、また来年もご参加をいただければ大変幸いに存じます。

では、本日のセミナーが皆様のお役に立つことを祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞ最後までよろしく願いをいたします。

(拍手)

(司会) 入谷所長、ありがとうございます。

舞台上を若干整理しますので、お時間をいただければと思います。

それでは、これよりプログラムに沿って進めさせていただきます。

「障害者の声と都民の理解で災害につよいまちづくりを」と題しまして、障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会の市橋事務局長より一般講演を賜りたいと思います。

本日の内容は、東京都の福祉のまちづくりの現状や、阪神・淡路大震災の例などを挙げていただき、災害時の備えや地域の支援力をお話しいただきたいと思います。

市橋さんの略歴ですけれども、テキストをごらんいただければと思います。表紙をめくって、また青い紙が入っていると思います。3ページになります。

見開きの4ページにあるシートのとおり、ご講演の中で市橋さんご本人のお話があります。多くの時間を市橋さんのお話に使っていただきたいと思いますので、私からは、大変失礼かと思いますが、けれども略歴を割愛させていただきます。

それでは、市橋さん、よろしく願いいたします。

一般講演

「障害の声と都民の理解で災害につよいまちづくりを」

市橋 博（障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会 事務局長）

(市橋) ご紹介いただきました市橋でございます。

障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会という障害者団体35団体で作っている連絡会の事務局に勤めています。障害者の福祉制度などは厳しい面があり、私たちは運動を進めています。まちづくりに関しては、まだまだ足りないところは多くありますが、この数年を見ても前進したところが多くあると言えます。

僕が障害者運動にかかわり始めた20歳のころ、今からちょうど40年ぐらい前ですけれども、そのころに「地下鉄12号線にエレベーターを付ける会」というのがありました。実際のところ、僕は地下鉄にエレベーターって本当につくのだろう

か、本当にできないのではというような気持ちで、半信半疑にしながら、その会に加わっていました。若い人たちとガヤガヤやるのが楽しくて、しかも、その中には車いすのかわいい女の子もいたので、その人を目当てに、その会に参加をしながら行きました。

けども、その地下鉄12号線——これが今の大江戸線です。大江戸線というのはご存じのように、全部の駅に地上からホームまでエレベーターがつくようになっていきます。そういう意味では隔世の感があります。しかし、このエレベーターは、ガバッと一気についたわけではないわけです。僕らはこの都営地下鉄12号線と東京都交通局、あるいは、昔は営団地下鉄と言いましたけれど地下鉄、あるいは国鉄、——今はJRと変わりましたが——そういうところへ何度も何度も要請を繰り返し、また署名活動などをしました。また、どんなに不便かを障害者の仲間や、あるいは市民の人の心に啓蒙活動をしました。

僕らが一番力を入れたのは、もう一つは市民の皆さんに理解を求めること、これも大切なことだと考えてやってきました。

エレベーターがついて便利になったのは障害者やお年寄りはもちろんですけれども、一番便利になったのはベビーカーがついた若いパパやママではないかなと思います。休日になるとベビーカーを引いた家族連れが本当に多く電車に乗り、ほほえましい姿を見せています。実は、僕も子どもが3人いますけれども、僕の子どもは一番下の子も20歳になったのですけれども、子育てをしていたころは駅にエレベーターがなかったのも、こんな体の僕でも子どもを抱っこしてあの階段を上ったことを考えると、本当に便利になったのではないかなと思っています。

僕が言いたいのは、こうした若い人も、障害者の運動でエレベーターがついたのだと。ただ黙っていて鉄道会社や公営地下鉄の人たちがつけてくれたのではない。障害者が署名活動をやったり、要請活動をやったエレベーターがついたこと知ってほしいなと思います。

東京は「福祉のまちづくり推進計画」というのをつくっています。そして、東京都としても、私のような当事者も参加をして作成をし、声を活かしながら一つ一つ進んでいます。そういう意味では東京都のまちづくり、当事者も参加をし、つくってきたことを覚えていただきたいと思います。

エレベーターと同じようにふえたのが、「だれ

でもトイレ」ではないでしょうか。この都庁にも各階に車いすトイレ、僕らは「だれでもトイレ」と呼んでいますけれども、トイレが一つ以上は必ずあります。今、どこの駅に行っても、あるいは公園、そして、最近ふえたなと思うのは公共施設だけではなく私的な施設、そこにも車いすトイレ、僕らが言う「だれでもトイレ」というものができています。

車いすの人たちが外出するときにトイレの問題が一番大切な事柄です。私たちがふやす運動をしてきました。また、車いすトイレを、オストミー（人工肛門）のついた人、あるいは子どもを連れておむつを替えなければいけない人、そういう人でも使えるという意味で、「だれでもトイレ」という名前に変わってきました。

しかし、問題点も出てきました。車いす利用する場合には、便器の正面かあるいは横に車いすをつけます。あの人にも便利だろう、この人にも便利だろうということで、いろいろなものを置いたために、肝心の車いすの人が使えないだれでもトイレが多く見られるのも現状です。

レジュメと図が違うのだけれど、車いすの人はあの便器の正面かあるいは横に車いすをつけます。多くの場合、上にある洗面器とか、そういうのが出っ張っているトイレというものも多く見られるのです。手を洗う洗面器が飛び出ている、正面の赤い線より前に出ていると、車いすの人は正面に車いすを置けないということになります。あるいは、便器の横、そこら辺に何かがあるというようなトイレも非常に多いわけです。

僕は極端なことを言いますと、便所で手を洗えなくてもどうにかになってしまう。汚い話でごめんなさい。でも、肝心のトイレができなかったら車いすトイレは何もならないのではないかなと思うのです。私が言いたいことは、このようにいろいろ置く便所ではなくて、すっきりした、このように正面の横の何もないうような、そういうトイレを心がけてほしいと思います。

なぜ、ここにそういう強調線をしたかと言うと、私は、やはり使いやすいトイレ、車いすトイレだったら、何のために、だれが使って、やるかということ、これを一番のポイントに置いていただきたい。さっき言ったように、数々のご厚意で、手を洗う洗面器が小さいよりか大きい方がいいだろうとか、そういうところが見られるのですけれども、やはりトイレという重要なところで何がポイントなのかということ押さえていただきたい。

僕はそれが非常にすごく残念だったと思うことは、例えば、ある繁華街の雑居ビルに車いすトイレができて、横にはすてきなイタリアンレストランができたのです。ここなら車いすトイレもあるし、車いすの人でもゆっくりワインを飲めるなどということで、非常にうれしくなったのです。

ところが、その車いすの仲間は便器の前に車いすを置いて、そしてトイレをする人だったので、便器の後ろ側がわずか30センチ短かったために車いすを置くことができないのです。わずか30センチというのは、そのビルの人にとってはいろいろ設計上のことで「30センチぐらい」ということだったのでしょう。ところが、障害者にすれば、その30センチが大きな問題になるわけです。

まちづくりを進める場合に何が肝要で、使う人の立場に立つということを、まちづくりの点では、もう一回みんなで考えていただきたいなと思っています。

もう一つの問題としては、安全の問題があります。特に安全性の問題では視覚障害者が駅のホームから転落するという事故が多くあります。視力障害者の人から言わせると、半分の人が駅のホームから転落をしたり、一歩転落する前だったという怖い目に遭った経験があります。視覚障害者の仲間と言わずと、「駅ホームから転落しないと一人前の視力障害者じゃないぞ」なんていう声まで聞こえるほどです。

その中で、僕らは初めのうちは黄色い点字ブロックを引く運動をしました。皆さんもお気づきですけれども、この運動によって、つい前、五、六年ほど前は「電車が来ますから白線より後ろに下がってください」と言っていたと思うのです。ところが今の駅のアナウンスは「黄色い線より後ろに下がってください」と。きょう、帰りに電車に乗ったらもう一回確認をしてください。そういうふうになりました。

これも僕らの運動で、実は高田馬場駅で視覚障害者の仲間が転落して、そして事故に遭い、裁判もやりながら、点字ブロックを必要性を強調して、今はどこの駅でも点字ブロックがつくようになりました。しかし、視覚障害者にとって点字ブロックだけでは安全とは言えないのです。もっと安全なものとして可動柵というものが今できました。

僕も、最近まで可動柵というのは、安全上の問題から言ったら、一番は視覚障害者の問題かなというふうな観点で運動を進めてきました。ところ

が、つい3カ月ぐらい前、ご記憶の方もいるかもしれませんが、東急線の多摩川駅で車いすを押していた人がちょっと目を離した際に車いす動き始めてホームから転落をしたという事故がありました。ご存じの方も多いいと思います。確かにホームというのは、水はけの問題で傾斜になっているわけですね。

ですから、特に最近慣れない方が、どうしても年寄りが足が弱くなった場合に車いすに乗る。乗る方も慣れていなければ押している方も慣れていない。「ちょっと手を離した際に」ということはよくあるケースではないかなと思うのです。それが、この可動柵があった場合には、何でもない問題だったわけです。

そういう意味では、この可動柵をつけるということは、だれか視覚障害者が落ちこまないなんていう問題だけではなく、私たちみんなの問題になっているのではないかなと思っています。

そういう意味では、まちづくりの問題は進んだ面もあり、また進んだ面につけ、もっともっとふやすときに、ポイント、ポイントをみんなで考えていく。あるいは安全の問題なんかをみんなで考えようということ、そういうことが重要になってくるのではないかなと思います。

次に、災害の問題に移りたいと思います。

1995年1月17日、阪神・淡路大震災が起きたことは皆さんご存じだと思います。その後も新潟あたりで幾つかの大震災がありました。でも、私はきょうは東京に暮らす者として、大都市で起きた阪神・淡路大震災の問題を一つの教訓として皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

私も阪神・淡路大震災が1月17日起きた後、仲間が行ったので、もうちょっと後、2月12日ぐらいに1回現地に行かせていただきました。本当に、街の瓦が落ちこち、道がグネグネになっていたこと。実は、神戸という街は、それまで95年当時も東京より福祉のまちづくりというのは進んでいたのです。例えば、神戸の市営地下鉄は、ほとんどの地下鉄に点字ブロックがあり、あるいは駅も、ほとんどエレベーターがついていた状態だったのです。その街がこうなったのかということで、僕は、悪い言葉かもしれませんが、興味を持って現地に入りました。

これは、高速道路の橋桁ですけれども、このように崩れています。これがいち早く復興したという力は、さすが強いなと思っています。

僕は東京の連絡会ですけれども、兵庫の連絡会の

事務所の近くの神社です。このようになっているところですよ。

横浜と同じように神戸も中華街があります。規模は横浜より小さいですけど、ご存じの方も多いいと思うし、今もこうしてやっています。実は、僕もここへ行ったのです。そしたら震災から1カ月も経っていないのに、ここが営業を始めていました。すごく安かったです。肉まんが2個で100円、ラーメン1杯が100円というので食べさせてくれました。僕は震災を受けたのではなくて、よそから来たので、「食べていいですか」と僕が聞いたら、「どうぞどうぞ」ということでラーメンと肉まんをごちそうになりました。そんなところは、地域の人たちの本当に温かい交流だったのではないかなと思っています。

短い時間なので、この震災に関して僕は障害別と時系列別に問題を整理をして、皆さんに提起をしていきたいと思っています。

この分け方が本当に正しいかどうかは、僕が考えたものですのでわかりません。ただ、皆さんに、今後、震災問題を考える入り口としてはわかっていただけるのではないかなと思って考えてみました。

それと同時に、先ほど、きょうの主催者である東京都心身障害者福祉センターが、実は阪神大震災が起きてからすぐの1998年に障害者震災対策検討委員会というのをつくりました。僕も自己紹介の中で書いてありますが、委員に参加させて頂きました。これは非常に斬新的と僕は思っています。いろいろな障害者が集まって障害者の問題を1年ちょっとかけて話し合いました。さまざまな問題が出されました。そして、一冊の報告書（「災害弱者防災行動マニュアルへの提言」～障害者およびその家族などのために～）としてまとめました。

残念なのは、その報告書を多く普及するのではなくて、その報告書を見て各区市町村がもう一回討議をして、自分らの街ではどういうことが必要かということを考えてほしいという問題提起をしました。幾つかの区や市でそういう報告書を出し、進んだ区では、それを書きかえ、書きかえ、2回、3回とやっていますけれども、まだ障害者の防災マニュアルとして確立している段階ではないということ残念なところがあります。

そこを、ぜひつくっていただきたいと思うし、そういうところを単に行政だけが考えるのではなくて、市民も入れた、障害当事者も入れた立場で

考え直す必要があるのではないかと思うわけです。

そして、僕はその必要性から、障害者震災対策検討委員会が出たいろいろな問題点を幾つか提起をし、皆さんも考えていただきたいと思います。

初めに肢体障害者ですけれども、皆さんわかるように、肢体障害者の場合には行動の自由が奪われる。道がグニャグニャになり、車いすが使えない。本当に、神戸に行ったときに一番の印象がそれでした。まだ95年時代は電動車いすがそう多くなかったのですけれど、今日のように電動車いすがふえたら、これが非常に問題点が多いということとも言えると思います。あとは、日常的に使っているエレベーターが止まってしまう。特に障害者でも高層階に住んでいる人などから、逃げるときにどういうことになるのかということです。

あと、神戸の仲間から聞いたのは、トイレが使えなくなった。先ほど言った車いすトイレも使えずに非常に困ったということがありました。

あとは、障害者自身、やはり自分の生活の環境を自分でつくって、どうにか生活しているということが多いわけです。それは皆さんもご存じかと思えます。

例えば、僕が困るのは、僕が手が不自由なので、机に物を置いて、両手を使えないので片手で食べるので、机か何かがなければご飯は食べられません。だけど、例えば避難所などで、紙のお椀で机もなしに食べている様子がテレビなどに映った場合に、僕は絶対に無理だなということを感じました。

実は、さっき100円でラーメンをごちそうになったということをお話ししまして、大変おいしかったのですけれども、屋台で、机がなかったわけです。仲間に持ってもらってどうにか食べたわけですけれども、僕みたいな障害者でも、これが毎日毎日続くようなところでは、どうなるのだろう。そういう場合に、早く慣れた生活環境に戻すこと、これは非常に肢体障害者の場合に必要ではないかなと思います。

視覚障害者の場合、視覚障害者の人たちから一番多く出た声が行動範囲が極端に狭まってしまうということです。視覚障害者の場合に、慣れた情報によって、例えば行き慣れたところは、あと何歩で行けば、その角を曲がるとか、そういう情報で自分たちが歩いているということを伺いますけれども、その辺が全然情報が伝わらない。もっと言ったら、避難所に行ってトイレの場所とか、あるいは物の配給の場所がわからない。もちろん

周りの方の親切で、そういうことを教えてくれたケースが多かったとは言えますけれども、それが十分いかなかったということがあります。

あとは情報の問題です。後で聴覚障害者の問題もありますけれど、聴覚障害者も視覚障害者も情報ということ、私たちは目と耳で情報を得ているわけですけれども、特にこういう緊急時に情報を入れる場合に、私たちがこうやって日常生活を送ると徐々にそれがわかるところが、非常に視覚障害者や聴覚障害者には情報が行き渡っていないということがあります。視覚障害者の場合、点字、拡大文字、ラジオ、電話などを使っていち早く伝えなければいけないし、また、それが十分に伝わっていたかどうかを確認をしながらしてほしいということを言われました。

このように、普通は通り慣れた道でも、瓦礫があつて行かれなかったり、あるいは穴があいていたり、視覚障害者の人、あるいは車いすの人は非常に不便を感じたということと言えます。

聴覚障害者の場合です。聴覚障害者の場合に一番重要なのは情報の保障です。そして、僕は思うのですけれども、阪神・淡路大震災そのほかの新潟の問題も見たけれど、体育館の入り口などに張り出しの紙があるので、それを見たらわかるのではないかみたいなことを感じますけれども、情報というものには目と耳と両方から入れないと正しい情報は伝わらないということが改めて確認しなきゃいけないと思うのです。

阪神・淡路大震災と状況が変わっているのは、例えば携帯電話によるメールというものが発達したので、そのメールでやりとりが活発に行われたらなということはありませんけれども、ただ、携帯電話の通信というものは、お正月でさえ通話が不可能になるから、緊急時で言えば混んでしまって使えないような体制になっているわけで、この阪神・淡路大震災の当時も、ある程度携帯電話はあったけれど、役に立たなかったということはありません。

そして何よりも、ここで力になったのが手話通訳です。実は阪神・淡路大震災では東京からも何人か、複数どころではない10人を超えるような手話通訳が現地に入って対策をやったということが言えます。

そして、そういう意味では、避難所の指示や掲示を明確にしてほしいという要望も出されています。

内部障害者の場合ですけれども、一番の要求は

薬の確保です。また、例えば酸素吸入器、あるいは心臓のペースメーカーなどを使っている方に機器の確保ということを非常に強調されていました。また、腎臓病患者の方で言えば、透析患者のために水の確保が非常に重要だということ。これも、きれいな蒸留水でないといけないということで、これは阪神・淡路大震災の場合でも、私たちは非常に蒸留水の確保には力を入れたことを覚えています。

知的障害者、精神障害者、これも98年の委員会当時で、十分話し合われたということは言い切りにくいのですが、例えば環境の変化の対応に、私たちでさえ環境の変化はかなり大変ですが、やはり知的障害者、精神障害者に対する環境の変化に対する知識というもの、あるいはできるだけいつもの環境を確保する、そういう配慮が必要ではないかと言われました。あるいは精神障害者の場合には、先ほどの内部障害者と同じように薬の確保ということがすごく必要かなと思います。

あとは、時間を追ってということで、もう一回考えてみたいと思います。

地震発生直後の問題です。一つは避難所確保の問題です。今、東京都でも避難所というものを、近くの避難所というところを提起をさせて確保しますが、実際にそこへ障害者が行けるのかどうかということ、もう一回みんなで考える必要があると思うのです。

もう一つは、安否の確認です。僕も言語障害者ですが、僕の声は大きいので、みんなから「うるさいな」と言われる人間ですが、声が出せない障害者、聴覚障害者も含めて、こういう人たちが、例えば家とか駅に置かれた場合に、どうすればいいのかなというところ。これは重要な問題で、協議会の中でもいろいろ考えました。いつも笛を首にぶらさげればいいのかという話も出ましたが、震災のためにいつも笛を首にさげているというのは、一時はいいわけですが、そうはいかないのではないかなと思います。

それから二つ目、一日後の問題です。体育館での避難所の問題。この問題では、トイレが行けないようなさまざまな問題が生じてくるということ。そういう意味では、自分が主張して救援物資のところやトイレまでの位置などを考慮して、例えば入り口のそばにしてほしいみたいところを考えてもらいたいと思います。

そして僕らが非常に考えたことは、一次避難所

として一般の人たちと学校の体育館やなどは必要ですが、二、三日後になったら二次避難所として、例えば障害児学校とか、あるいは特別支援学校とか障害者センターとか障害者の施設を活用したことを設けてはいかかなと思います。

そして1週間後、非常に僕らの問題なのは、病院や施設などの対応が必要ではないかなと思います。実際に阪神・淡路大震災で重症障害者の人が、いわば震災のときには命は助かったのですが、長い避難生活の中で病気になり、亡くなったというケースが幾つも起こりました。そういう意味では、その問題が大きいのではないかなと思います。

そして1カ月後、仮設住宅へ移ってからも、最近、僕は新潟の例を見ると、仮設住宅でも大分バリアフリーのところが多くなっています。バリアフリーの問題を仮設住宅でも考えてもらいたいかなと思っています。

これが避難所です。こういう避難所に長い期間いる場合、入り口やなどの問題で障害者がどこにいるか配慮してもらいたいということがありました。

ここで、東京の特殊性を考えたいと思います。東京は地方や外国から来た人が多いということが一つで、その人たちが避難するのにどうしたらいいか。単に東京都民のことを考えればいいのかというところではないのではないかなと思うのです。

二つ目に、東京は電車で帰るのに1時間から2時間かかる人も多い。この中にもいらっしゃると思うのです。帰宅対策というのは非常に大変。僕の家は調布ですが、いざ地震が起きたら家までどうやって歩いて帰るのかなということ。これは、ここで、新宿でこうやって過ごして、そして帰るといふところの対策をとってもらわないと、全員が帰れるわけではないということ。この問題も非常に肝要です。

三つ目、社会資源の活用です。東京にはホテルがいっぱいあります。例えばこのホテルなどを避難所として残ったら使えないかなということ。実は、阪神・淡路大震災のときに僕が耳に挟んだところでは、大阪のホテルでは1泊6万円のホテルができたそうです。この期に及んで儲けようとするのか。自分のホテルを本当に社会資源として活用をできるのか。例えば、横浜などで地震が起こった場合に、東京のホテルが、きちんとその辺の提供ができるようになるのか。これは社会性の問題ではないかなと思うのです。

そういう意味から、行政的ニーズで二つだけ問題提起をします。一つは障害者がどこにいるのか、安否の確認のため障害者を登録しようよということが議論になっています。ですけれども、プライバシーの問題とどうかかわるのかという問題です。これは僕自身の意見を言います。障害があることが本当に恥ずかしいことではなくて、社会の一員として参加できるような地域をつくっていくということ、これは安否確認の登録の面では非常に重要なことではないでしょうか。

さっきのエレベーターの問題で言えば、若いお父さん、お母さんが、隣に障害者がいるところ、それと交流ができるような社会ということが重要ではないかと思うのです。そして学校、福祉施設の耐震工事、これはぜひ急務として急いでやっていただきたいと思います。

そういう意味では、つたない話でしたけれども、まちづくりでも、そして震災の場合でも、地域に広がってこの東京の街をつくること、特に福祉の視点を持ってまちづくりをつくるということは、一部の人の問題ではなくて、みんなの問題だということを僕は言いたくて、きょうお話ししました。

そういう意味では、震災は過剰に恐れず、怖がらず、今できることは何か対策を冷静にとり、そして一番必要なことは、地域の人たちが自分の街を見詰め直し、地域のまちづくりを確認し、一緒に地域をつくることではないかなと思います。

これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

(司会) 市橋さん、ありがとうございました。

東京都の福祉のまちづくり推進協議会の委員として携わられた実践部分や災害時の時間の経過とともに浮き彫りになる課題など、市橋さんの活動そのものに裏打ちされた具体性のあるお話でした。

また、熱い語り口で皆さんの心の中に伝わったと思っております。

それでは、ただいまから休憩をとりたいと思います。若干時間が押しておりますので、ただいまから十一、二分の休憩をとりたいと思います。

2時35分まで休憩をとって、大橋先生の基調講演を再開したいと思います。

トイレは受付側の出口を出られまして右手側にもございますほか、反対側のドアを開けまして、ドアを出られた通路の奥側にもありますのでご利用ください。

2時35分から再開いたしますので、休憩とさ

せていただきます。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時37分 再開)

(司会) よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから「住民と行政による新たな福祉の展開～障害者の地域自立生活支援を目指して～」と題しまして、日本社会事業大学、大橋謙策学長から基調講演をいただきます。ご講演に先立ち、大橋先生の略歴をご紹介します。

お手元の資料の21ページをおあけいただければと思います。

大橋先生は、昭和48年に東京大学の博士課程を修められ、日本社会事業大学の教鞭をとられております。

昭和59年に教授になられ、平成10年からは社会福祉学部長、平成17年に現在の職であります学長のご就任となっております。

また、各種委員会等でのご活躍もされております。日本学術会議会員、特に社会福祉・社会保障研究連絡委員会では委員長を務められております。日本地域福祉学会の会長も2期ご歴任されております。

それでは、大橋先生、よろしく願いいたします。

基調講演

「住民と行政による新たな福祉の展開～障害者の地域自立生活支援をめざして～」

大橋謙策（日本社会事業大学 学長）

(大橋) こんにちは。ただいまご紹介いただきました、社会事業大学の学長でございます。

今日は、多分福祉関係者がたくさんいらっしゃるのかと思いますが、社会事業大学の学生等が実習や就職でお世話になっているかと思いますが。この場をお借りしまして、心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

今日は、全体のテーマが「障害者の地域生活をすすめるために大都市における安心・安全ネットワークの構築」ということで、主に災害との関係を意識されたようでございますが、きょうの私のレジュメは、皆さんのお手元の資料の22ページに書いてございますけれども、「住民と行政による新たな福祉の展開」ということで、その視点から、障害を持っている方々の地域自立生活がどうあったらいいのか、とりわけ、最も端的に厳しい問題が出てくる災害、あるいは災害後の対応とい

うようなことについて話をさせていただきたいと思っ
ているところでございます。

皆さんのお手元の資料の最後の方に、実は昨年
の3月31日に出了た研究会での資料が入って
いるかと思ひます。48ページに、「地域におけ
る新たな支え合ひを求めて 住民と行政の協働に
よる新しい福祉」というのがあります。

この全文は厚生労働省のホームページ等で検索
をしていただければ載っておりますので、見てい
ただければと思ひますが、この研究会の座長を
務めさせていただきました。その際に、私がどん
なことを考えながら座長として取りまとめたのか
というようなことを中心に今日は話をさせていた
だければと思ひているところでございます。

今日は、大きく四つの柱で話をしたいと思ひま
す。一つ目は、戦後社会福祉の展開における誤謬
でございます。どうも、私どもは戦後、社会福祉
の制度設計を間違えたのではないか。その間違っ
た制度設計の延長上にいろいろ社会福祉のあり方
を考えても、やや無理がありはしないか。21世
紀に入って、もう一度制度設計の思想等を見直す
必要があるのではないかということ述べてみたい
ということが1点でございます。

二つ目には、「自立」論というのがどれだけ論
議をされてきたのだろうかということ触れてみ
たいと思ひています。

三番目に、今の報告書は何をねらったのかとい
うことでございます。

最後に、災害時支援におけるソーシャルワーク
機能と障害者の地域自立支援ということでござい
まして、私も昨年12月に震災がありました中国
の四川にも行ってまいりました。

今、アジアの国々は災害とソーシャルワークと
いうことが非常に大きな関心事になっております。
どうも日本の災害対応における社会福祉分野の対
応というのは、必ずしも十分ではないのではない
か。11月3日にも私どもの大学で「災害とソー
シャルワーク」というテーマで国際セミナーをや
りましたけれども、アジアの国々から来ていただ
きました。その際にも痛感したことですけれども、
従来の福祉分野における災害対応というもののあ
り方を少し考えてみる必要がありはしないか。こ
んな思ひで今日は話をさせていただきたいとい
うことでございます。

まず最初に、戦後社会福祉の展開における誤謬
ということでございます。私の大学は社会事業大
学でございまして、学校形態としましては昭和2

1年の開学ですが、そもそもは昭和3年から始ま
るわけでございます。

昭和3年に社会事業研究生制度というのが定め
られ、これは大正14年に勅令でつくられた社会
事業主事制度があるわけですが、その社会事業主
事制度の人材であります社会事業主事をどう養成
するかということで、当時の東京帝国大学だとか、
そういう旧帝国大学の修了者を1年間訓練をして
全国の道府県に派遣をするという社会事業主事が
255名、社会事業主事補が650名の定員枠で
始まるわけで、その養成がそもそもの始まりで
ございます。

その「社会事業主事」という言葉は、戦後形を
変えて「社会福祉主事」というふうになり、今日
まで続いているわけですが、実は、その昭和3年
に始まる社会事業主事の研究生制度の下で、どう
いう思想的なバックボーンがあったかというこ
とでございます。

昨年の10月に全国社会福祉協議会は100周
年記念をいたしました。明治41年(1908年)
に中央慈善協会がつけられ、渋沢栄一が初代の
会長でございます。その渋沢栄一が会長になり
ました中央慈善協会以降、どういふ言葉が、社会
の制度としての救済として使われてきたかと言
いますと、「慈善救済社会事業」、「厚生事業」、
そして戦後が「社会福祉事業」なわけござ
います。

原書だけ見る人は、何か社会福祉というのは
社会事業を発展させたものだといふふうにとら
えているかもしれませんが、私は非常に大きな
誤りをしたといふふうを考えているわけござ
います。

「社会事業」というのは、大体大正7、8年
から昭和15年ぐらいの間に使われる用語で
ございましてけれども、その社会事業は、「消極
的社会事業」と「積極的社会事業」という二
つの側面を持っているわけでございます。戦
後の社会福祉というのは、この戦前社会事業
の消極的側面だけを継承しているわけであ
りまして、積極的社会事業という側面を継承
してこなかった、ある意味では、できな
かったといふところに一つ大きな問題がある
わけでございます。

消極的社会事業というのは、まさに物質的な
援助、現物給付を行うといふ救済の仕方
でございます。それに対して積極的社会事業
といふのは何かと言いますと、これも二つの
側面がございまして、一つは、さまざま
な生活問題を抱え人生に希望を失い、打
ちひしがれている人たちを救うためには、
その人たち自身の主体性をもう一度確立
すること

だ、主体性の確立であると。その人に寄り添い、その人の生きる意欲を励まし、人生を再設計していく、その主体性を確立することこそが社会事業の真髄であり、積極的社会事業であるわけです。

今日の民生委員の前身でございます方面委員を林市蔵知事（大阪府知事）と一緒に作った小河滋次郎が、「救済の精神は精神の救済である。物を提供することではない」というふうに述べているわけでございます。これはイギリスのウィリアム・ゴドウィンの影響も受けて、積極的社会事業の重要性と言っております。

もう一つ積極的社会事業の側面は何かと言いますと、いくら本人が「頑張ろう」、「もう一度やり直そう」と思ってみても、その頑張りや意欲を壊してしまうほど社会の差別、偏見がある。あるいは社会の制度の不備がある。この社会の制度の不備を改善し、社会を改良する、差別・偏見をなくしていく社会活動、今で言うならば「ソーシャルアクション」というのも積極的社会事業の大変重要な側面であるというふうに述べているわけです。

この考え方は、海野幸徳だとか、いろんな人が同じようなことを言っているわけでございますが、何も日本だけではありませんで、ドイツのアリス・ザロモンという人も実は言っているわけでございます。

現在、ベルリンにアリス・ザロモン大学というのがありますが、その創設者はアリス・ザロモンでございます。当初、1908年にベルリンにベルリン女子社会事業学校を創設するわけでございます。そのベルリン女子社会事業学校の創設者のアリス・ザロモンも社会事業における消極的側面と積極的側面とを言っているわけです。

社会事業大学とアリス・ザロモン大学は姉妹校でございます。昨年100周年の記念にメッセージを出したところでございます。改めて、積極的社会事業の側面というものをきちんと位置づけていく必要があるのではないか。

ドイツのケアワークなどの資格認定の内容を見ていると、日本以上に実は社会教育的な側面が非常に強く入っているわけです。そういう意味では、日本の戦後が大変優れているというふうに思いがちですが、果たしてそうだろうかということでございます。

では、なぜ積極的社会事業と消極的社会事業という思想があり、それは戦前、東京で言うならば、隣保館、市民館で非常に豊かな実践があったわけ

でございます。戦前、東京府のレベルにおいて約270ぐらいの市民館、隣保館が公立・私立含めてございましたけれども、大体この二つの側面をやっていたわけでございます。決して消極的な社会事業だけをやっていただけではないわけでございます。

ところが戦後、積極的社会事業は事実上、厚生省から奪われてまいります。これはGHQとの関係もありますし、戦前、文部省と内務省——後の厚生省との権限論争もありますけれども、積極的社会事業を文部省が持っていくわけでございます。

昭和21年7月に「公民館の設置運営について」という文部省事務次官通知が出ます。その中に、この積極的社会事業の機能が持ち込まれていくわけでございます。これはGHQの「公民教育」という面での指示もあったということでございます。

結果的に戦後の社会福祉は、非常にある意味ではゆがんだ形で始まっていくわけでございます。

しかも、それに輪をかけてGHQの生活困窮者生活援護対策は立て続けに出されますし、それを補完するような形で憲法25条なり憲法89条というのがあります。特に憲法89条は「宗教や、公の支配に属さない博愛、慈善、教育の事業に公金を支出してはならない」という規定がつくられてまいります。こんな規定がつくられるのは世界的に見ても日本だけではないでしょうか。非常にゆがんだ形で憲法89条がつくられてまいります。

それは戦前、日本の神道に対する、いわば反省もあったかもしれないけれども、いずれにしろ非常にゆがんでいるわけでございます。

そこでは、「福祉は物質的なサービスであり、行政が責任を持つ」という考え方を非常に強く打ち出してしまっているわけでございます。

また、戦後1950年に社会保障制度審議会が勧告をし、戦後、日本の社会保障制度設計が行われます。これも大変ゆがんでしまったわけでございます。1950年の社会保障制度審議会の勧告の内容は、実は、1942年のイギリスのベバリッジが出しました「社会保険及び関連サービスについて」と題するレポート（ベバリッジ報告）の内容とほぼ同じでございます。

我々は、「ゆりかごから墓場までの福祉国家」ということを中学校、高校等の教科書で習ってくるわけですが、私はこれは大変間違ったなというふうに思っているわけでございます。

ベバリッジは、三つのレポートを書いておりまして、社会保険に関するレポート、それから雇用

対策に関するレポート、そして3番目のレポートが大変意味を持つのですが、1948年にボランティア・アクションというレポート（社会進歩に関する報告書）を書きます。ベバリッチは「国民が望んでいる、安心した豊かな暮らしをつくっていくためには、国が、政府が社会保険を中心とした社会保障制度設計をしなければならない」ということをうたったわけです。それを日本は学んで1950年に受け入れたわけでございます。

ところが、ベバリッジは1948年のレポートで「住みやすい社会というのは行政だけではできない。政府がいくら責任を持ってやれない。行政の責任を明確にしつつも、国民一人ひとりがボランティアアクション、活動しなければならない」。国民に向かって、「あなたは社会に対して何ができますか」ということを問うているわけでございます。この行政（社会保障や雇用対策）と国民一人ひとりのボランティア活動というのが車の両輪になっているのが大変強みでございます。

しかし、残念ながらその学び方を間違えました。東京都がいち早く、1969年に「東京都におけるコミュニティケアの進展について」と題する社会福祉審議会の答申を出します。これはイギリスの1968年のシーボーム・レポートを受けて出した答申でございまして、大変すばらしいのですが、ここでも非常に大きな間違いをいたしました。イギリスは1968年のシーボーム・レポートを出したときに、それと対になっているのが1969年のエイブス・レポートなのです。シーボームという地方自治体における社会サービスについてまとめている委員会と、エイブスが委員長でまとめたボランティアワーカーズと呼ばれる委員会とは対になっているわけでございます。

ですから、シーボーム・レポートを取り上げれば、当然エイブス・レポートを取り上げなくてはならないにもかかわらず、日本は全くというほど取り上げませんでした。東京都社会福祉審議会も取り上げていないわけでございます。

今までの金銭給付から、対人福祉サービスと呼ばれるパーソナルソーシャルサービスを地域で提供するためには、地方自治体の役割は非常に大きい。したがって、「中央集権的なシステムから地方分権化をしないといけない」ということをうたうわけです。これはシーボームでございます。

ところがシーボームは、「地域で暮らしていけるようにしていくためには、地方自治体の行政責任だけでは十分ではない。近隣住民のボランティ

ア活動がすごく大事だ。ただし、それはエイブスが委員長で別の委員会で論議をしているので、そちらにゆだねる」ということを書いているわけでございます。エイブス・レポートの報告書の巻頭に、シーボームが言葉を寄せているわけでございます。

そういうことにもかかわらず、残念ながら、悪気があったわけではないのでしようけれども、行政責任のところだけが出てまいります。

ベバリッジレポートで社会保障をつくったレポートだけを学び、ボランティアアクションを学ぶのを忘れてしまいました。地方自治体のパーソナルソーシャルサービスという、今日で言う地域自立生活支援を進める上で非常に重要なシステムであるコミュニティケア、日本で言えば在宅サービスを軸にした地域福祉、それを進めるのに行政の責任だけではだめだ。住民自身は何ができるかといったものを常に考えていたにもかかわらず、その住民の活動の部分は全く忘れ去られてしまったわけでございます。

もっと古く遡れば、福祉を学んだ人はすぐ出てくるのは、世界最初の貧困を救う救済制度はエリザベス救貧法で、1601年につくられたというわけでございます。

しかし、そこでも学び方を誤りました。同じ1601年Statute of Charitable Usesと呼ばれる、直訳すれば慈善信託法という法律でございます。

つまり、国民が自分の財産を、ボランティアの精神に基づいて寄附したいというときには、王様（国家）といえどもそれに税金をかけてはいけない。イギリスでは、このように1601年に既に法律ができているわけです。

日本はひどくて、NPO法人に寄附した人だって税制上の優遇措置は何もありません。社団法人、財団法人も昨年の12月の法律改正で「寄付金について公益法人の場合には、所得控除を受けられる」と優遇措置が出ましたけれども非常に限定されているわけです。あんなに使い勝手の悪いものはない。つまり、国民がいいことをやる、そのために社会のために寄附しようというのだから税金かけなくたっていいじゃないかと思うのですが、為政者は税金がほしいわけでございます。日本は全く寄附の文化ができ上がってきませんでした。

イギリスは1601年、エリザベス1世に対抗して、国民が寄附したら、それには税金をかけてはいけないという法律をつくっているわけござ

います。それほど住民のボランティア活動と、行政の責任でやることを緊張関係を持ってイギリスはずっと今日まで来ているということでございます。

私が訪ねたジョンライアン財団といのは、何と1587年につくられました。関が原の戦いの前につくられている財団が今でも続いているわけです。今でも福祉・教育をやっているわけでございます。

そういう、いわば民間財団の力強さというのが、イギリスの社会の安定にどれほど大きな影響を持っているかわからないわけでございます。その学び方を残念ながら日本は十分にせず誤ってしまったというのが私の考え方でございます。

1970年ごろからずっとそういうことを気になってやってまいりましたけれど、ようやくこの歳になって少し大胆に、戦後、社会福祉の制度設計は誤りだったということを言えるような状況が出てきたということでございます。

このような状況の中で、国民の大多数は「福祉は行政がやるものである」、「福祉は、できれば無料でやるものだ」、依拠するところは憲法25条でございます。

私は、朝日茂さんの「人間裁判」と呼ばれる朝日訴訟にもずっとかかわってまいりましたが、憲法25条の重要性は十分わかっておりますし、戦いにも参加をしましてまいりましたが、しかし、なぜ憲法13条というものを我々は意識していないのか。その当時、1970年前に「憲法13条から解き起こすべきだ」と言ったときに、弁護士も法学者もみんな、「憲法13条は根拠にならない」というふうに随分指摘を受けました。私も学生時代ですから偉そうなことはとても言えませんが、どう見ても25条から解き起こすのは十分ではないのではないかと。

「何人も幸福を追求する権利があり、何人もそれをおかすことができない」。あの天賦人權説（基本的人権）に基づいた憲法13条というところこそ、我々福祉関係者は依拠すべき条文として考えるべきだというふうに考えてまいりましたけれども、残念ながら、多くの人は25条から解き起こしているわけでございます。

25条は、ご存じのように「健康で文化的な最低生活の保障」でございます。より豊かに自分を実現する、幸福を追求するというのにふさわしい条文なのではないかとというのが私は疑問に思ったことがございます。13条と25条の両方を組み

合わせて初めて我々の権利は守られるし、住みやすい社会はつくられるのではないかとずっと考えてまいりました。

もう一つ、戦後我々は間違えたなと思っておりますのは、憲法13条に代表されるように幸福追求権があり、そして14条で法もとの平等というたい。さまざまな自由と平等が我々には保障されたわけでございます。

しかしながら、フランスでつくられた近代市民社会における思想あるいは法制度というものを日本は引き継ぎましたけれども、フランスがなぜ自由平等、博愛というのを入れたのかということは全くというほど学びきれていないのではないのでしょうか。

すべての人が生まれながらにして平等だ、自由だ、幸福追求できる。封建時代のように、生まれたときから、信教の自由も奪われ、居住の自由も奪われ、職業選択の自由も奪われ、婚姻の自由もない、そういう封建的な社会は嫌だ。この世に生きとし生けるものはすべて自由だ、平等だ。これを願うならば、「博愛」というものを一人一人の国民が、社会が考えなければならなかったにもかかわらず、それを欠落させたまま、戦後、日本は来てしまいました。

この世に生きとし生ける人の中には、産まれながらにして労働できない身体的な障害を持っている方がいらっしゃるわけでございます。産まれながらにしてコミュニケーション手段を豊かに展開できる、その手段、方法を持ってないで産まれてくる人もいらっしゃるわけでございます。

産まれながらにして社会契約する判断能力を持ってない人がいらっしゃるわけでございます。その方々の幸福追求権はどうしたらいいのでしょうか。

先ほど司会の方から紹介いただきました。私は日本学術会議の会員を2期やりましたけれども、その中の大きな論議の一つは人ゲノムの操作、遺伝子操作でございます。医学系の先生は、「人ゲノムが明らかになったわけだし、その結果、どういいう遺伝子が障害を持ってこの世に産まれる人をつくるのかわかっているわけだから、遺伝子操作はいいのではないかと、やるべきではないか」という論議をなされます。我々、人文社会科学の分野の会員たちは、それにずっと反対をいたしました。皆さん方はどう思うのでしょうか。

何が障害であり、その障害の基準はだれが設定するのであり、どうやって決めるのでしょうか。

私のように若くしてはげている人間の遺伝子は

大変醜い遺伝子である。それでは、「大橋の遺伝子は抹殺した方がいい」というのは、だれが考えるのでしょうか。ほかの人は、「いや、みんなスキンヘッドの頭をしているから、はげていてもいいのではないか」という価値規範からいくと、「はげこそ社会の文化の中核である」と思う人もいるかもしれない。わかりやすく言えば、そんな冗談も言いたくなるほど、だれが生きていい、だれが生きてはいけない、だれが幸福追求していい、だれが幸福追求してはいけないという、その線引きはだれがやるのですか。

そんな難しいことを言っているのではない。産まれたら難病になるというのがわかっているのだから、それは遺伝子操作したっていいではないか、そうですか、皆さん。そういう論議を私どもはやらせていただきました。

だれが、どういう価値基準で、人間観で、幸福観で線引きをするのだろうか。

フランスでは、それは大変難しい問題ですが、だからこそ博愛というものを考えたわけでございます。自分の自由と平等を欲したい、確保したい、そういう社会で生きたいと思うならば、この世の中には自然界の法則で、一定の比率で突然変異が出てくる。その人たちの中には、みずからの人権である幸福追求をできない人がいるかもしれない。だけど、その人の幸福追求を抹殺するのではなくて、その人が「幸せになりたい」、「生きていてよかった」と思えるようなことを誰かが肩がわりしてその人を支えていく、その人を支える社会貢献をしていく、それが博愛であると考えたわけですね。

人間は、多くの人がエゴイスティックです。自分のものは自分のもの、時には他人のものも自分のものにしたい。とても放っておいては博愛というのは身につかない。そこで、フランスは「大人の教育こそ公の金でやるべきだ」、「みんなが天賦人権説、社会契約説に基づいて住みやすい社会をつくっていくためには、理性が大事だ、博愛の精神を獲得することが大事だ。そのためには大人が学ばなくてはならない」ということをうたったわけでございます。

コンドルセの革命議会にあてた教育計画案などを見ても明らかなように、大人が自分たちのつくり上げる社会を豊かなものにするために、判断力、理性を持たなくてはならない。

これが、今日の生涯学習、生涯教育のいわば原点になるわけでございます。

ユネスコが1985年に「学習権宣言」を出しました。「学習権というのは、文化的贅品ではない。基本的欲求が満たされた後に出てくる権利ではない。学習権こそが生きる上で不可欠な基本的人権だ」と唱っているわけです。

先ほど積極的社会事業の一つの側面として、小河滋次郎は「救済の精神は精神の救済だ」ということを述べた、あの戦前の社会事業の思想家たち、実践家たちは、「生存権と教育権」という論文も書いたりしているわけです。「生きる」ということは、その人が自分の人生をどうしたいかということを考えられるようにすることだ。生活困難者や貧困者は、みずからの生活を客観化し、みずからの要求を叫ぶことができない。その人たちに、要求を叫べるように援助することこそ、社会事業家の役割だと述べているわけでございます。

僕は、こう考えたときに戦後の社会福祉制度設計は一体何だったのだろうかという問題が出てくるわけでございます。

そこで二つ目の柱になるわけでございますが、戦後の社会福祉の制度設計の基本は労働経済学的な救貧観でございます。

日本は、明治以降、資本主義の後発国として、先進諸国に追いつき追い越せ、富国強兵政策をやってまいります。したがって、賃労働というところに非常に多くの矛盾が出てまいります。急速な矛盾がそこに集積されていくわけでございます。その対応策で追われていくわけでございます。いろんな矛盾がそこから出て、矛盾を解決するために、ゆがんだ対策もいろいろとられてきたのは戦前歴史で学んだとおりであります。

日本の社会政策は労働経済学、つまり、賃労働と資本という関係の中で見てきました。社会政策というのは、後藤新平の関東大震災後の復興計画に見られるとおりではありませんけれど、もっと大きなものがあるわけでございます。

道路をどうつくるかとか、上下水道をどうするかとか、公衆衛生をどうするかとか、いろんな社会政策を考えなくてはならないにもかかわらず、日本の社会政策学会の論議は、基本的には全部労働経済学に矮小化されてしまったわけでございます。

そして、やや難しくなりますけれども、昭和13年に大河内一男さんが出した「我国に於ける社会事業の現代及び将来」という論文の中で決定的にその位置づけをしてしまいました。

「社会福祉イコール労働経済学に基づいた経済

的貧困に対する給付」と目が行ってしまうわけ
でございます。戦後の社会福祉の自立論は、全部「
経済的な収入を得て自立をしろ」という話でござ
います。そこでは、正直なところ、障害を持って
いる方々の自立論というのは見向きもされなくな
ってくるわけでございます。

戦前で言うならば、まさに仁木悦子（ご自身が
胸椎カリエスによる障害者）さんが言っているよ
うに、「戦前は障害を持った人は非国民だった」。
そういう、「国民にあらず」という位置づけをされ
ている。このような歴史的な状況がつくられて
きてしまっているわけでございます。

戦後つくられた身体障害福祉法も、残存能力を
生かし、社会経済活動に参加しろという言い方
でございますし、今日で言う母子及び寡婦福祉法も
母子世帯に公共の建物等で売店をつくり、そこで
働けるように援助しろというところが考えられま
すし、知的障害者福祉法、昔の精神薄弱福祉法
の中でも、職親委託制度などを使って職業的、経
済的に自立という面が非常に強く出てしまうわけ
でございます。この自立論を払拭しないで、口
では「ノーマライゼーション」とか、「ソーシ
ヤルインクルージョン」と言っても、私はどだい
無理なところがあるというふうに思っているわけ
でございます。

1970年に、心身障害者対策基本法がつくら
れました。私はそのときに、自分たちが考えたこ
とは間違っていなかったし、大変力を得たわけ
でございます。その心身障害者対策基本法は199
3年に障害者基本法に改正されますけれども、そ
のもとになる1970年の法律の第25条で障害
を有する人たちが文化、スポーツ、レクリエーシ
ョンをやるように環境醸成しろと書いてござい
ます。これはある意味で素直でございます。もう
一つ驚いたのは、障害を有する人たちが文化、ス
ポーツ、レクリエーションをやりたくなるように
意欲を喚起しろと書いてあるわけです。今で言う
ならば、「エンパワーメント・アプローチ」で
ございます。

1970年のときにそれほど書かれたにもか
かわらず、日本の障害福祉論をやっている人の中
で、私の勉強不足かもしれませんが、その第25
条の「意欲を喚起しろ」ということに注目した論
文は残念ながら一つも発見できませんでした。

それは障害者福祉論をやっている人の障害者
観、人間観、福祉観が私は恐ろしく間違っている
というふうに考えておりました。もし、「こういう人

がこういうことを書いている」というのがありま
したら教えてください。全部が全部、私は見たわ
けではありませんから、あるいはあるのかもしれ
ませんが、少なくとも私が注意して見た限りはあ
りませんでした。なぜないのでしょうか。

私は、逆に言えば、なぜ「意欲を喚起しろ」と
いう言葉が出てきたのでしょうか。これは今で言
う、2001年に世界保健機関（WHO）がつく
ったICF（国際生活機能分類）の考え方の先取
りを既に1970年にしているわけです。私は、
これはとっても大事なことでございます。

つまり、社会環境が悪いから、本人は文化、ス
ポーツ、レクリエーションをやっていないのかも
しれない。成育史の中でそういう意欲を減退させ
られたからやらないのかもしれないということ
を抜きにして、ただ現象的にやっていないとい
うことをいくら言っても始まらないのではない
ですか。意欲を喚起する。これは戦前の社会事
業そのものでございます。

さまざまな生活問題を抱えている人は、自分
の要望を出すことさえも、自分の気持ちを出
すことさえもつぶされていっている。そういう
人たちに寄り添って、その人たちが何をやり
たいのかということを出させる。意欲を喚起
し、要求を叫ぶようにすることが大事だと言
っているわけです。そういう実践をしてきたわけ
です。そういう実践をしてきたわけですから、
何で戦後そういうものは全部なくなってしま
ったのか。

権田保之助という都市研究家がおりますが、
東京の月島の調査などを行っておりまして、
大変重要な、いわば社会福祉調査でござい
ます。

権田保之助は民衆娯楽の研究というのをし
ておりまして、「人間はもともと遊び人だ
ったのではないか」。ホイジンガー（オ
ランダの歴史学者）という人が「ホモ
ルーデンス」という本を1930年代の
末に書いておりますが、それから六、七
年前に実は権田保之助は民衆娯楽の研
究の中で「人間はもともと遊び人だ
った」。「ホモサピエンスよりも
ホモルーデンスだった。遊び人、遊
技人だった」と書いているわけござい
ます。

最近の研究でも、古事記というのは最古
の演劇ではないのかということを書いて
いる人もいらっしますけれども、本
当に日本は古事記であれ日本書記
であれ、遊びがある、喜びがあ
る。いつの間にかそうでなくな
ったのかということござい
ます。

劇作家の飯沢匡さんという人が「武器としての

笑い」という書物を書いております。「日本人は昔笑っていた。いつの間にか笑わなくなった」と言っているわけです。皆さん笑っていますか。飯沢匡さんは「明治20年代に日本人は笑わなくなった」と言うのです。私の調査では、私自身の説は「明治30年代に日本人は笑わなくなった。笑えなくなった」という説をとっております。

今日はそれを縷々説明することができませんが、日本人というのは、あるいは日本人も含めて人間というのは、生活を喜び、生活を楽しめ、自分の気持ちを表現する。それは歌であり、演劇であり、絵であり、さまざまな自己表現の自己表出の機会というものを大変大事にしていたはずだということでございます。

ところが、どうも明治以降、日本は笑わなくなり、「贅沢は敵だ」というふうになり、戦後は、社会福祉は経済的収入を高めることのみ方策として考えられてきてしまったのではないのでしょうか。

もっと憲法13条で言うところの「この世に生きとし生けるもの」として、生きていてよかった、生きる喜びを実感できる、そういう文化はなぜできなかったのでしょうか。

私は学生たちに、「気をつけないと貧困観が貧困だよ。人間観、生活観が貧困だよ。あなたがソーシャルワークをやったら、とんでもない間違いになるよ。外科医は手術を失敗すれば患者さんは死に、時には医療過誤で訴えられる。ソーシャルワーカーは、あなたが行ったケアマネジメントは、うまくいかなければサービス利用者の生きる意欲を削いでしまい、不作為の殺人者になるかもしれない。そういう思いを考えたことがありますか」と言っています。

きょう私の前に講演した市橋さんと、1995年ごろに、東京都の障害施策推進協議会で一緒になりました。そのときの仲間にいた一人に、「大橋さんの教え子のソーシャルワーカーに、私のケアマネジメントをしてもらいたくない」と言って怒れたことがあります。その方をT君と言います。

私ぐらい文化とか何かを考えて言っているにもかかわらず、サービス利用者であるT君は、「大橋さんの教え子がソーシャルワーカーで、僕のケアマネジメントをやるのは嫌だ」。皆さんの持っている人間観、生活観というのは、ちゃんと文化などを含めて自立をとらえてくれていますか。何か収入が多いか少ないかということでもくっついていませんか。

私は1970年前から障害者の青年学級というのをずっとやっていました。なぜ障害を持っている人たちの文化、スポーツ、レクリエーションの機会がないのか。そのころ障害福祉行政では、障害者運動会を年に1回とか、それ以外は何もないわけです。社会教育の方に行く、「すべての国民は文化、スポーツ、レクリエーションをやる」と書いてあるにもかかわらず、そこには障害を持った人や高齢者のものは全くないわけです。教育行政と福祉行政の谷間に落ちている。それはおかしいのではないか、障害を持っている人だって、自分を表現し、自分の要求を自覚し叫ぶ、そういうことはあって当たり前ではありませんか。障害者の青年学級をその当時やらせていただいたし、その実践に基づいた論文も書いているわけでございます。

それが皆さんのお手元には書いてございます、資料の中の、30ページに「第三の空間の重要性」というのを書いております。

障害を持っている人も家庭と職場以外に第三の空間が必要なのです。我々は、疲れれば飲み屋に行き、疲れれば喫茶店に行き、だべったりしているわけですが、障害を持った人は安心して飲み屋に行ったり、安心して喫茶店に行っただべったりする、そういう居心地のいい第三の空間を持っているのでしょうか。

私どもは1970年代に「たまり場 パレット」というものを恵比寿の駅のそばに、障害者のみんなと一緒に作りました。知的障害の人たちのたまり場がなぜないのか、居心地のいい場所がなぜないのかというようなことを考えました。第三の空間論というものをそこでうたったわけでございます。

こんな発想は実は障害者福祉論には全く出てこなかったわけです。日本の障害施策をずっと推進した人が、この報告書を読んで、「よくぞあそこに気がついてくれた」と、大変お褒めの言葉をいただいたのを覚えておりますけれども、いかに福祉サイドで凝り固まって見ていると、見えるものも見えなかったかということもあったかもしれません。その辺がいわば「戦後社会福祉の誤謬」の一つだというふうに私は考えたわけでございます。

そこで、私は、これからの社会福祉というのは戦後の自立論とは全然違って、地域における自立生活を支援するという場の自立のとらえ方は、六つの要件が必要ではないかと考えました。

一つ目は労働的・経済的自立でございます。二

つ目には精神的・文化的自立、三つ目に身体的・健康的自立、四つ目に社会関係的・人間関係的自立、五つ目に生活技術的・家政管理的自立、六つ目に政治的・契約的自立。この自立のとらえ方が多様に理解され、そして、これに基づいたケアマネジメントにおけるアセスメントが行われないと、援助方針も豊かにならないと思っているわけでございます。

例えば、生活技術的・家政管理的自立で、今、自己破産している人がたくさんいらっしゃいます。あるいは精神障害の人たちが病院から退院して地域で生活をしたい、知的障害の人たちが入所施設から退所して地域で生活したいというときに、生活技術的な自立がないとうまくいかないわけでございます。

私の知っている精神障害の方は、ごみの分別ができませんでした。ごみの分別をしないままにごみステーションにごみを出したところ、たまたまその近くに近所の奥さん方がいらっしゃって、分別をしていないごみを見咎められて怒られました。彼はパニックになります。それ以来ごみは出せません。我々が気がついたときには、ごみ袋だらけの中に彼は生活をするという状況でございました。

全国の自治体の中で、私が知っている限りにおいては、ごみの分別収集の種類で一番多いのは、なんと31種類であります。私も朝から晩までごみの分別ばかりやっていたら31種類分別できるかもしれませんが、私の生活技術感覚でいくと31種類の分別というのは恐ろしいほどの分別です。徳島県の上勝町はそれをやっているわけでございます。この分別によって、使える資源を有効活用できる。相当、自治体の財政負担は軽減されてまいります。これはもういろいろなところで出てまいります。

ところが、分別するという事は行政の力だけではできません。まさに住民一人ひとりが学習し、その能力を身につけなければやっていかれないわけです。では、もしそれができない人たちはどうするのか、だれが援助してくれるのでしょうか。従来の福祉行政はそこまで考えてくれていたでしょうか。

東京の23区のある区とっておきますけれども、それは地域福祉計画書を読んでもらえばすぐわかりますが、地域福祉計画のときに、その障害福祉課長が、「地域移行の時代でございますが、〇〇人を自立移行いたします」と言うから、私は委員長として非常に怒りました。「その人は今ど

こにいるの。その人がこの区に自立移行するのか、それとも施設のある自治体の地域に移行するのか、その人数分はどういうふうにして実現できるのか」、全然考えていません。

私はその障害福祉課長に、「次の会議までに、この区の出身の障害を持った人が全国の入所施設にどれくらい入所しているのか分布図を書いてください。その分布している障害を持っている方々のうち、どこの施設のだれさんを地域移行できて、この数字が出てきたのか、ちゃんと根拠を明らかにしてください」ということを言いました。

なんと、南は徳島県から北は北海道まで、その区の障害を持った人は入所しているわけです。約300人。その方々のうちの何人を地域移行ですか、そんな机上プランではないでしょう。それはその人が生まれて、長い間住んでいた、その区へ戻すのですか。それとも施設がある所在地の市町村へ地域移行させるのですか。それさえわからなくて、「地域移行」って何ですか。現実には、こういう状況がいっぱいあるわけです。

私は東京都の障害施策の推進協議会で3期6年間やらせてもらいましたけれども、東京都で生まれ、東京都で住んでいた人たちが、東京以外の施設にたくさんいらっしゃる。その方々が、本人が望み、家族が望むならば、東京で過ごせるようにしてほしい。それを1行書き込んでください。やっと最後の方は書き込んでくれました。私はそのときに言ったのは、「21世紀の初めにすぐやってくれとは一言も言わない。21世紀の半ば、50年かかってもいいから、その考え方をきちんと遂行してほしい。そういうことを目標に出さないで、何となく自立生活支援をしていますなんていうことは、言うのやめよう」ということを言いました。それは市橋さんがよく知っていることです。

それほど、東京都内に生まれ、東京都内で育った人たちが、ある意味では理不尽に東京都外の施設に入所しているわけです。

東京都の措置施設が秋田県にあります。東京の方々が利用しています。私は、そこをかつて車で訪ねたことがあります。10時間かかりました。親は元気だったら子どものところへ訪ねていくでしょうけれども、兄弟は1回訪ねたらそんなにしょっちゅう行かなくなるかもしれない。高速道路を使って、車を飛ばして10時間、JRを使ったら、とてもそんな時間では行かないほど不便なところにある。そういう実態の中で、我々は気楽に自立生活支援と言うけれど、その重みというのが

わかっているのだろうかという話をさせていただきました。

そういう方々が、東京で住むと言ったときに、長い間この世と離れて生活していたら生活技術能力が身についていないかもしれないわけです。その方々に対する援助はどうやってやるのでしょうかということがあります。

あるいは、収入は多くないかもしれないけれども、働くことの喜びというのはあってもいいじゃないか。北海道の家庭学校は「教育農場」と称して、いわゆる非行少年をそこで生活再生をさせていました。働くことが人間を豊かに成長させる、発達させる。ただ、その働いた結果の収入が多いかどうかということは、その時の社会経済の仕組みに乗ったか乗らないかということであって、しかし、少ないからといって、それは働くことの意味が失われたということでもないわけです。あえて、私は労働的自立と経済的自立を意識しようということで、労働的・経済的自立ということを言っているわけでございます。

あるいは、昔はそんなこともなかったかもしれませんが、社会関係的自立。これは1970年ごろに、東京の三鷹市で青年の実態調査をやっている中で非常に顕著になって驚いたことがあります。

1970年のときに東京都の委託を受けて私も調査をしました。青年にインタビュー調査をして何を聞いても、「別に」、「まあね」。会話ができません。これは1970年のときです。私はそのときから福祉教育が必要だ、社会関係、人間関係が持てない人が出てきている。

シュプランガー（ドイツの哲学者）の疾風怒濤の時代の青年心理学では、とてももたない状況があるということ、その報告書で書いてあります。

変ですよ、いろんな問いかけしても、「別に」でしか返ってこないのです。

1975年に、私は、幼稚園の副園長を非常勤でやりましたが、75年のときには幼稚園の子どもに蔓延していましたね。「だれだれさん、今日は天気がいいから外へ行って遊ぼうよ」、「まあね」。でも、本当に子どもに何か一生懸命働きかけて言っているにもかかわらず「別に」と、こましゃくくて、壁に背もたれして言われたら、本当に怒りたくなる気持ちというのはわかるのではないのでしょうか。そういう中で、学校の先生方は本当に苦労されているのです。

そういう状況の中で、私は、どうも金銭的給付

だとか、そういうものとは全然違う、社会関係的な自立を支援しない限り大変なことになるという問題提起をしたわけです。

従来の福祉事務所を中心とした福祉行政は、経済的貧困。だけど、その個人や家族は、生活技術能力を持っている、社会関係能力も豊かに持っている。だから経済的な貧困さえ援助してあげれば問題解決ができると思っているわけです。ところが、1970年のときには、その当時の福祉事務所の職員たちが書いた本、例えば、目黒区、江戸川区などで仕事をされた白沢久一さんという方が書いた本には「生活力の形成－社会福祉主事の新しい課題」というのがあります。いくら福祉事務所で金銭給付をしても問題解決につながらない状況が出てきている。

つまり、本人や家族に生活技術能力がないわけです。私もそういう事例に当たったことがありますけれども、お金があると、みんな店屋物でおいしいものを食べてしまうのです。お金がいくらあたって足りないです。

買い物に行き安いい材料を買ってきて自分で調理をするという生活技術能力・家政管理能力がないのです。私だって食べたいものを食べたい、好きなものを買ってくる、お金はだれか払うのだというのだったら、それが楽だったら自分だってやってしまうかもしれないですよ。

大体、我々は出るものと入るものとのバランスをとりながら、どうしたらいいだろうかということを考えるのに、ほしいものだけどんどんやっていったら、入ってこないのが当然これは自己破産になるのは当たり前ではありませんか。

そういう生活力を持っていない、生活技術力のない人、福祉事務所が扱うケースで非常に顕著に出てきたのが1970年です。そのころから、我々は金銭給付では問題解決にならない、ソーシャルワークでその人に寄り添い、その人の生きる意欲を励ましていくと同時に、まさに、マーケットバスケット方式じゃないけれど、買い物の仕方、料理の仕方、そういうのを教えないとやって行かないのではないのでしょうかという話をしているわけです。それが福祉行政の制度設計にはなかなか入らなかったわけです。

それから約30年近く経ってしまっていて、ようやくソーシャルワークの重要性に今ごろになって気がついていますが、制度だけではだめなのです。制度を設計して、制度で解決できるものというのは、全部が全部ではないのです。今は制度を設計

しても解決できないものがたくさん出てきているというのが、今日の社会福祉問題になっているというふうに考えないと、解決はできないのではないか。

これは歴史的に言えば、もう社会福祉の分野ではコアプアの問題でございます。あるいは第四世界——私自身が「第四世界」という言葉を初めて知ったのは1982年ですが、三浦文夫先生と一緒にフランスへ行って、いろいろ視察を調査してまいりました。そのときにクワモンドという団体を、ボランティアボディーを紹介されて訪ねました。

それは、日本語に訳せば「第四世界」。いくら制度を使っても、制度から落ちこぼれてしまう、制度を活用する力がない、生きる意欲も失っている、そういう人たちを放置していたら社会全体が不安定になっていく。

しかし、それは制度をつくれれば解決できるというふうにはならない。一人一人に寄り添うソーシャルワークアプローチがすごく大事だというのが、フランスの1982年のときの問題だったわけでございます。今、日本は同じところに来ているわけです。制度の欠陥の問題もたくさんありますけれども、それ以上に大事なものは、その人に寄り添い、その人の生きる意欲、生きる力、生活の仕方、そういうものを立て直して設計をしていかないと、ならない時代が来ているということ、ぜひ頭に入れておいていただきたいなというふうに思います。

そう考えますと、看護とか福祉の分野で「アブラハム・マズローの欲求段階説」というのがあります。基礎的欲求が満たされた後に安全の欲求があり、安全の欲求の後に帰属の欲求が出てき、帰属の欲求の後に自己表現、そして最後は自己実現の欲求。欲求が、はしごのように段階的だと。こういう発想で教わり、その発想でマネジメントされたら、障害を持った人たちは全くたまったものではないです。

私の母親なんかもそうですけれども、「自分の頭のアエが追えない人間が、なんでおまえさん、福祉なんてやるのだ」と散々怒られたものです。「頭のアエを追ってから、ちゃんとやれ」と死ぬまで言われ続けました。

そういう発想でいくと、自分で自分の身辺を自立できない人間が、なんで人様のお世話するのだという話になってしまう。これは、一見正しいようだけれど非常におかしいですね。障害を持って

いる人はみんなケアをしていただかないと生きていられないにもかかわらず、「自己実現の欲望がある」というような矛盾した話になってしまうわけでしょう。アブラハム・マズローは、そういう段階説をやっているわけです。いろんなテキストに載っかっているわけです。

私は、NHKの社会福祉セミナーで一貫して批判したことの一つはアブラハム・マズローの欲求段階説です。だって、寝たきりのお年寄りも香水をつけて自己表現したいかもしれないじゃないですか、障害を持っていて、自分からお風呂へ入れない人が、入浴サービスを受けてさっぱりして、「きょうはナンバー5にしようかなとか、ニナリッチにしようかなとか」、香水、オーデコロンをつけて香りを楽しんでもいいじゃないですか。

1975年のときに脳性麻痺の人と2週間ほどヨーロッパ旅行したときに私はフランスで気がつきました。その彼はすごく汗かきで、毎日ホテルのお風呂で洗うのですけれども、夕方になるとすごい汗なのです。介助している私の方がたまったものではないから、フランスにいて気がついて、「そうだ、香水つけてもらおう、オーデコロンつけてもらおう」。だったら、それは何もその本人だけではなくて周りの人だって喜ぶかもしれないし、ほかの障害を持っている人だって、お風呂に入ってさっぱりした後で香水つけてもいいじゃないですか。それを贅沢だと言いますか。だって日本には香りの道、「香道」というのがあるわけです。香りを楽しむ。それが一つの生きがいかもしれないわけでしょう。そういうサービスの提供のあり方、そういうことに気がつくケアマネジメントがなされなくて、ただ生きていればいいという話にならないじゃないですか。

フランスの近代市民社会をつくる上で思想的な大きな影響を与えたジャンジャクルクソーはエミールの中で、「呼吸することを保障することと、生きることを保障することとは違う」という言い方をしています。

我々の福祉は、呼吸することを保障する医学モデルの福祉なのですか。憲法13条で言うところの幸福を追求する、生きる喜びを保障する福祉なのですか。それが、私は1970年ごろからの大きな課題でございました。なんで日本はこんなにゆがんでしまったのだろうかということでございます。

ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンという言葉は使わなくて、素直に、人

間がこの世に生きとし生けるものとして、幸せになりたい、自分が思っていることを自己実現したい。社会の制約の中で生きているわけですから全部が全部思いどおりになるとは決して限りません、それは当たり前のございます。我々だって、やりたいことを抑制していても生きているわけです。

ですから、すべての人が自由勝手にやれるとは決して思いませんが、従来、戦後の社会福祉の制度設計の思想では、私はまずいのではないだろうかということをございます。

そこで、今年の3月に出了した研究会の報告で、私どもは「新しい福祉」という言葉を使いました。どうも従来の労働経済的な貧困というものを想定した、あるいは経済的な自立というものを想定した福祉だけではなくて、もっと一人ひとりが生かされる福祉を考えないといけないのではないかと、あえて「新しい福祉」という言葉を使わせてもらいました。

そして、それをやるためには、戦後の学び方を間違えましたが、住民と行政が協働しないと。行政だけでできるわけがないということをございます。

ついこの間も秋田県へ行ってまいりました。秋田県は、統計の取り方によって違いますが、ある統計では山梨県が一番高いというふうなところがありますが、一方の統計では、秋田県はここ10年近く日本で最も自殺率の高い県のございます。その最も自殺率の高い秋田県で、私どもずっとかかわってまいりまして、ついこの間も行ってまいりました。秋田県の中でも最も自殺率の高い市に行ってまいりました。中年で亡くなっている方もたくさんいます。確かにリストラでということもあります。しかし一方では、高齢者が結構亡くなっています。

ひとり暮らしの高齢者が亡くなっているのか、三世代同居の中の高齢者が亡くなっているのか。実は、三世代同居の高齢者がかなりの比率が亡くなっているわけのございます。我々は、ついつい「福祉はひとり暮らしへ」と目がいきます。三世代同居は幸せな家族に見守られてという高齢者のイメージでしょうか。とんでもない間違いです。

今から20年前に岩手県の遠野市で地域福祉計画をつくったときに、人口2万9,000で、東京23区の広さのございます。人よりも牛と馬の方が多いのではないかと言われる遠野で地域福祉計画をつくりました。

そのとき、私どもは63カ所の地域住民座談会をやらせてもらいました。行政が机上論で考えてもだめだ。できるだけ地域に入って、地域の住民と一緒に考えてみようということをございます。

例えば山形県の鶴岡市は人口10万のときに133の町内会・自治会で住民座談会をやりました。そして、そこには2,100人の住民が参加をしてくれました。「物言わぬ農民」の東北ですから、「意見はありませんか」と言っても言いません。ですから、皆さんにカードに何が問題かを書いてもらいました。書かれたカードは5,300枚のございます。そういうふうにして私などは地域計画づくりをずっとやってきているわけです。

その最初のころ、20年前に岩手県遠野で同じように地域に入って、地域の住民に意見を聞こうとやりました。63カ所の住民座談会をやりました。その中で、最初のときには本当に驚きました。「年寄りが入った風呂は汚いから、お湯を流して、洗って、たて直して、ほかの家族が入る」。皆さん賛成ですか。ホテルのバスのように、1回1回お風呂の中で洗って、お湯を流してという文化様式ならいざ知らず、日本のお風呂は、お湯をいっぱい張って、そして外で洗って湯船に浸かって温まるという文化ですよ。その日本の入浴文化の中で、年寄りが入った風呂は汚いと言うのです。私は単純ですから、「年寄りが手ぬぐいで風呂の中で身体をごしごし洗ってしまったのですか」と言ったら、そうでもない。「では、皮膚病でお風呂の中でかゆくて、無意識のうちにかいて、垢が浮いてしまったのですか」、そうじゃない。垢は浮いていない。けど「年寄りは汚い」というイメージがある。その年寄りが入った風呂だから汚い。だから洗ってたて直す。皆さんわかりますか。

そのころ、山口県の宇部市で500人の中学生にアンケート調査をやりました。お年寄りのイメージ。「汚い」86%。

こういう状況の中で、私どもは空理空論で、「ともに生きましよう」とか、そんなこと言っただけ始まらないのではないかと。どうするのだということをございます。

同じ遠野で、ほかの座談会では、「年寄りが一番最後の仕舞い風呂だ」と。「何時に入るのですか」、「大体12時近く」だと。「汚いから最後に入れ」と。

同じころ、富山県の小矢部市というところで住民座談会をやっていたら、「公民館にお風呂をつくってくれ」と。「だって、みんな内風呂じ

やないの」。「富山なんていうのは大きい家ばかりで内風呂でしょう」。でも、「内風呂はいっぱいあるけれど、公民館にお風呂をつくってくれ」と言ってくる。いろいろ聞いていきますと、やはり年寄りが入った風呂は汚い。自分が出た後、洗ってたて直して入る、いたたまれない。わかりますか、その感覚は。こういう中で居場所がない、居心地が悪い、大事にされない。

J. S. ハウスという人がソーシャルサポートネットワークの四つの機能を言っています。人間が生きていく上で、さまざまな社会的な援助が必要だ、その一つ目は、喜びや悲しみをともに味わってくれる人。うれしいとき、悲しいとき、一緒に喜び悲しんでくれる人がいる。

二つ目には生活上困っていることをお手伝いしてくれる人。「これから買い物に行くけれど一緒に行きますか。何なら、言ってくれば買ってやるよ」という買い物のお手伝いをしてくれる人。電球が切れてしまった、高いところなので危ないから、だれか電球を取りかえてくれないかな。「電球なら取りかえてあげますよ」と、隣近所の人が手伝ってくれる。東京などでは電球を取りかえるのに電気屋さんに頼むと、技術料と称して来るだけで5,000円でしょう。あと電球代でしょう。電球代なんて何百円もしないのに、来るだけで5,000円かかるという状況の中で、日常のちょっとしたお手伝いが頼めなくなる。昔は家族の中でやりくりできたけれども、家族の中でやりくりできない。社会的なサービスがあるかと言ったら、社会的なサービスとして制度化するほどのものでもない。そういう問題はいっぱいあります。

三つ目は評価的サポート。「あなたがいると楽しいよね」、「あなたの料理はおいしいよね」というふうに、その人のよさを認めてくれる、ストレングスモデル。そういう良さを評価してくれる。

四つ目には情報を提供してくれる。行政は広報を出せば住民はみんな読むものだと思いますけれど読みません。私も、幼稚園の副園長をやったときに、親にわかってもらわなくてはいけないと思って、一生懸命、「たより」を出しました。園だより、学年だより、クラスだより、年間100回ぐらい出ました。親は喜んで見てくれるだろうと、我々は保育園の交換日記みたいのもとても楽しくて、一生懸命書いたし、書いてもらったのを読んでうれしかったものですから、親というのはそういうものだと思って、一生懸命「たより」を書きましたけれど、読んでいません。私の自己満足で

した。

「明日、子どもが遠足だと言っていますけれど、どこに、何時に、何を持っていけばいいですか」と。先生方はもう電話がかかってくると、かっか怒っています。あれだけ丁寧に書いたって、何回も書いたって、読んでいない人は読んでいないのです。行政の自己満足、東京都の広報紙が出たら、みんな東京都民がくまなく読んでいるなんていうのは全く無理でございます。

最近では新聞も取らない。新聞折り込みもしたって全然だめ。ましてやホームページもだめ。どうするのですか、情報過疎です。

これは障害を持っている方々の調査を、1970年、それからその後、国際障害者年の前、そして後と3回やりましたが、その中でどういう情報を得ているかという圧倒的なのはロコミでした。

となると、ロコミで情報を教えてくれる人がいないと情報過疎の人がたくさんいるということですね。そういう人に限ってとは言いませんけれども、そういう方々の多くの方々が、実は福祉サービスを必要とする人たちなのです。ということは、福祉サービスを必要とする人のところには重要な情報は届いていないと見なくちゃいけないわけです。だからこそアウトリーチなのです。役所において、「来たら相談に乗ってあげる」なんて言ったら、絶対そんなのできるわけがありません。アウトリーチというのはソーシャルワークの基本でございます。

そういうことがなかった戦後の社会福祉制度の仕組みなわけです。そういう中で、ハウスという人は、地域で生きていくというのは、この四つの機能がないとやっていかれない。施設や病院はそれなりに職員がいるわけです。困ったときには緊急ベルを押せば来てくれるわけです。地域では、だれが駆けつけてくれるのか、不安はどうかということを考えなければ地域では生きていかれない。つまり、入所施設のサービスや入院のサービスとは全く違う発想をしないと地域での自立生活支援というのはできないわけです。これは文字どおりソーシャルワークなのです。

ソーシャルワークを展開する上で、経済的な貧困の人のためには生活保護の制度だとか生活福祉資金だとか、そういう資源を、制度にあるものを活用するということはあり得ますけれども、要は、その人に寄り添い、その人の気持ちを受けとめ、その人が生きる意欲を持てるように、そういう支

援が必要なのです。

ところが戦後の行政は、そこの支援はなくて、制度をつくれれば問題解決できると思った。ところが地域で生活する人の中には単身者ばかりではありません。一つの家族の中に、おばあちゃんは認知症の高齢者で、長男は鬱病で、孫は学校不登校なんていう例は、今ざらにあるわけです。そのときに福祉事務所は高齢福祉課、障害福祉課などと分かれていたら、そこのお嫁さんが相談に行こうと思ったって、おばあちゃんの話は高齢福祉課へ行ってください、自分の夫の鬱病の問題は保健課か障害福祉課へ行ってくださいと言われて、子どもの問題は教育委員会の相談室へ行ってくださいと言われたら、「もう二度と行かなくなっていわ」と思いたくなるのではないのでしょうか。それほど福祉を縦割りにしてしまったわけです。

ところが、入院も入所も、家族で入っている人はいないのです。母子自立支援施設だけでしょう、家族ではいっているのは。地域で暮らすというのは単身ではないのです、基本的には。たとえ単身だとしても、一人で生きていかれなくて、ハウスの言うソーシャルサポートネットワークがなければ生きていられないわけです。そうなると、地域づくりをせざるを得ないわけでございます。地域づくりというのは手間暇かかるわけです。

皆さんも今日は、とっても熱心に聞いていただいています、東京の第一庁舎を出て、出た途端に北風がびゅーと吹いて寒いと思ったら、大橋の話とか市橋さんの話は忘れてしまうかもしれないです。この場にいたときには、「今日はなかなかよかった」と思ってくれるかもしれませんが、北風に吹かれた途端に忘れてしまうかもしれない。

つまり、住民の意識というのはそういうものです。1回聞いたらすぐ意識が変わるという話はないわけでございます。そういうものを繰り返し、繰り返しやりながら、我々の意識は徐々に徐々に変わっていくわけでございます。

ましてや、日本の住民の意識というのは稲作農耕文化につくられた意識なのです。何千年も、弥生時代から稲作農耕文化なのです。稲作農耕文化というのは何かと言うと、田んぼは移動できないのです。ですから土着性が非常に強いということです。田んぼの水を確保するためには遠くの沢や山から水を引いてこなくてはいけないわけです。公共土木事業を人力でやるわけです。一糸乱れず公共土木事業をやるためには共同性というのが非常に強くなります。日本の文化は共同性と土着性

が非常に強いということでございます。

結果どうなるか。内と外を使い分けるわけです。共同性と土着性の中の仲間内は大事にします。しかし、外の人間には冷淡です。ついこの間、我々は在住外国籍の人たちを「外人」と言っていたわけです。「外の人、外人です。」全く拒絶するわけです。

私は今の東京都稲城市に住んで40年になりますけれども、まだ旅の人でございます。馬の骨でございます。

つまり、土着性と共同性の枠の中に入った人はいいけれど、枠の中に入らない人は別枠なのです。ですから、気をつけないと「地域、地域」と言うけれど排除の論理をするわけです。日本人は排除の論理が非常に強いわけでございます。

聖徳太子は、17条憲法の第1条で「和をもって尊しとなす」と言いました。我々はそれを習います。しかし重要なのは第17条憲法の第10条で、「怒るな、怒るな、違うを怒るな」と言っているわけです。一人一人違う、その違いを怒ってはいけないということを行った上で、「和をもって尊しとなす」なんです。

ところが、「怒るな、怒るな、違うを怒るな」を言わなくて、「和をもって尊しとなす」。それと土着性と共同性に食いついていくと、「長いものにまかれろ」、「出るくいは打たれる」、それでも言うことを聞かなければ村八分なのです。

だから、「世間体の文化」、自分の意見は言わない。韓国の文部大臣をやった李御寧さんというのが「縮み志向の日本人」という本を書いています。日本人は、みんな枠の中にはめてしまう。枠の中にいるときには安心感がある。枠の中に詰めてしまう。

今、構造改革は当分の間混乱します。それはある意味では悠久の歴史の中でつくられた共同性と土着性の枠組みが、国際社会の中で対応できなくなっているのです。石原知事ではないけれど、「ノーと言える日本人」にならない限りだめなわけでしょう。ノーと言えないわけでは。自分の意見を言わない。子どもを育てるのもそうでしょう。「あなたは何したいの」と聞いてくれましたか。「うるさいな、つべこべ言うんじゃない、親の言うことと先生の言うことを聞いていればいい」と、枠に子どもを入れていくわけでしょう。中学校の生徒手帳は最たるものですよ、禁止事項ばかり書いてある。禁止と命令で子どもを枠にはめていくのです、日本人は。いいところを伸ばそうとい

う発想をしないわけです。

こういう文化が、何千年も続いているわけです。このDNAはそう簡単には変わりません。

そういう文化に裏打ちされ、障害を持っている人は生産力がないのです。だから、日本人は田んぼの継承権であって血がつながっていないです。中国は相続という血のつながりがちゃんと証明できるものがありますよ、韓国でもそうです。日本は田んぼの権利を継承するお墓はあるけれども、血がつながっているかどうかわからない、夫婦養子とかいっぱいあるから。日本人は血の文化じゃないです。稲作農耕文化という田んぼの継承権なのです。これがつくれるお米の高というのは決まっていますから、マルサスの人口論じゃないけれど、人口の方が幾何級数的にふえてしまうから、食えないものは追い出さなくては行けないのです。二、三男坊には結婚させてしまったら子どもが増えてしょうがないから、二、三男坊には結婚させないわけです。そういう文化でやってきたわけです。

気をつけないと、地域、地域と言いますがけれども、恐ろしいほどに排除の論理なのです。それは、先ごろ出した報告書で我々は「負の側面」と書きました。地域というのは大事だけれど、そんなにきれいな事ではない。この間行ってきた秋田でも、地域は大事だけれど、みんな覗いてしまう。覗くだけではやめてくれないか、親しい中にも礼儀ありという関係にならないのだろうか。仲間内だから「あんた水臭いわね」という話になって、みんな家の中ずかずか入っていつてしまうようなことになる。こういう文化です。

だから、地域というのはとっても大事だけれど、気をつけないと排除の論理がある。全国に約320万の在住外国籍の人がいます。地域の中にはひとり親家庭もたくさんいらっしゃいます。要介護高齢者の方も精神障害の方もたくさんいらっしゃいます。そういう方々も含めて、「ともに生きる」というふうに考えてくださっていますか。それとも、それは排除しておいて、ともに生きるということを書いてしまっていないですか。

私は、「共生」とか、実に気楽に皆さん使っていますけれど、それを使うときには本当に気をつけてくださいと思います。間違っていない、だけれど本当に「ともに生きる」ということを考えているだろうか。

皆さんは、自分の目の色を考えたことありますか、目の色。自分の目の色は黒だという人はどれ

だけいますか。手を挙げてくれますか。自分は目の色は茶色だという人。

半分ぐらいの人は手を挙げていない。無色透明の目ですか、それとも青ですか。目の色さえも意思表示するのが恥ずかしいのか。何だかよくわからないけれど、何しろ日本人は意思表示が下手くそです。

黒と言いましたけれども、後でよく見てください。多分多くの方は茶色でしょう。私も「目の黒いうちは」と言うから、アメリカに一番最初に行ったときに、ビザを申請するときに、「目の色はブラック」と書きました。そしたら領事館で訂正されまして、ブラウンになったのです。私はいつから茶色になってしまったのだろうか。

シカゴへ行っていろんな人と話をしているときに、「私の目の色はブラウンだ」。無意識のうちに目の黒いうちはと言っているから、小さいときから小学校の図画でも何でも絵を書くと目の色は黒のクレヨンで塗ってしまっている。無意識のうちに、そういうすり込みがあるわけです。

こういうすり込みを一つ一つを丁寧にチェックしなくちゃいけないわけです。

ところが、仲間だから、「水臭いわね」、「一々口で言わなくちゃいけないの」なんて言ってごまかされて、一人一人の意見を聞かないわけです。最後は権力的に長老が、「おれの言うことを聞いてりゃいい」という話になってしまうから、なかなか変わらない、これが文化じゃないでしょうか。

そういう中で、今NPOがいっぱい出てきているわけです。昔ながらの町内会・自治会と、新しい共通関心事であるNPOなどがうまく折り合ってくれればいいけれど、多くのところで悪くすると対立的なわけです。だから、これがうまく折り合わない地域はうまくいかないわけでごさいます。

そういう意味では、新たな支え合いというのは、今までの地域のよさを見直し、マイナスな面を見直し、新たな日常生活圏域の助け合いの構造というのはどうしたらいいのかということを考えないと困ってしまうわけです。

東京の豊島区というのは人口25万で、65歳以上の高齢者の方々の3分の1はひとり暮らしです。それでいて、自治会の加入率は40%を割っているわけです。こういうところで、「ともに生きましょう」と気楽に言われても、「あなた、どこを向いてしゃべっているの」という話になるわけです。

災害のときにどうしましょうかと言われたって、困ってしまうわけでしょう。そういうのを一つ一つやっついていかないといけないわけでございます。

日本の災害の問題は、災害が起きたときには阪神・淡路大震災に代表されるように、みんなボランティアで救援に行くわけです、救命救助に。だけど、それだけではもたないわけです。

災害とソーシャルワークというのはすごく大事だというのは、災害が起きたとき、避難所するとき、仮設住宅のとき、そして生活再建のとき、地域の都市計画を含めた地域全体の復興のとき、という幾つかのステージがあるわけですね。ステージごとにきめ細かく社会福祉分野の対応を考えないとだめなわけでございます。

阪神・淡路大震災あるいは新潟中越地震を含めて、同じ日本ですけれど、全く各ステージごとの対応は違うわけです。社会福祉協議会を中心に災害ボランティアということが騒がれておりますが、ある意味では、そんなこと言わなくても災害のときにはみんなお手伝いしたい、自分のできることはと思ってきているわけです。その需要と供給をどうするかというのは確かに重要です。

しかし、日赤の医師だとか看護師とかいろいろな人に聞くと避難所以降の生活支援のソーシャルワークがすごく大事だと言うのです。新潟中越地震のときに、自閉症の子どもを抱えていて避難所に入れない、多動性で子どもが騒ぐ、結局、車の中に押し込めて母親と一緒に暮らす。結果的に母親はエコノミー症候群で不幸にも亡くなってしまうわけです。

避難所の生活のときに、ストーマをつけている内部障害の人は、避難所に行かない。自分の臭いが周りに漂うのではないかと、申しわけない。ストーマをつけた高齢者たちが避難所に行かない、そういう問題が出てくるわけです。

精神障害の人たちは自分が薬を飲んでいるということを知られたくない。人工透析の人は透析する水をどこで確保したらいいのか。病院では、本当にいろんな問題が出てくるわけです。

最近「災害弱者」という嫌な言葉が使われていますし、「福祉避難所」なんて使われますけれども、これも変な話です。だけど、避難所において、そういう自分の気持ちや状態をきちんと伝えて、みんなに支えてもらいたい。だけど、迷惑かけるといって、避難所に行くことにすごく抵抗感がある。戸惑っている人たちの援助というのはどうするかという問題があります。これは、普段

から「この指とまれ方式」ではありませんけれども、この地域に何らかの援助を必要とする人たちがいるということを、民生委員や行政の人たちはきちんと手を挙げてもらって、行政から資料をもらってやるのではなくて、申し出てもらって、そして、こういう情報はどの範囲に知らせていいか、どの範囲に知らせてはいけないかということを確認しながら災害援助の地図をつくっていくということを丁寧にやらないといけないわけでございます。

それは、民生委員の人たちはプライバシー保護の問題があるからと言うけれども、ちゃんと名乗りを挙げてもらって、そのかわり、その情報はこの範囲の人だけはわかっている、それ以外には広げないでくださいということをお願いし、それを守るということをやっていくしか支援できないのではないのでしょうか。これは手間暇かかることだと私は思っているわけです。

そのときに、現に災害が起きたところの苦労した人たちの話を聞きながら、避難所と言っているけれども、多くの場合にはいわゆる健常者の人たちの避難所を想定するかもしれないけれども、その中には、その避難所の生活においても何らかの配慮を必要とする人がいますということを考えないといけないということがあるわけですね。

あるいは、もう避難所の生活のときに既に身寄りを失っている人たちがいらっしやる。その悲しみ、そういうものに寄り添って支えてくれる人、そういう仕組みはどうなっているのだろうか。

そういう話をすると、すぐカウンセリングと言われますが、四川地震の場合もそうですけれども、実はカウンセラーはみんな拒絶されたのです。ソーシャルワークが喜ばれたわけです。自分たちの生活の見通しをずっと一緒になって考えてくれるソーシャルワーカー。その人たちの役割をすごく住民は高く評価しました。ついつい我々は心理的な問題、トラウマというところすぐカウンセリングと言われますが、それはそれで大事なのですけれども、もう少し長い波長を考えていくと、どうしてもカウンセリングだけでは対応できない。ソーシャルワーク的なアプローチがかなり重要になってくるというのがいろいろ見えてまいりました。

そういう意味で、そこに書いてある「災害時支援におけるソーシャルワーク機能と障害を持った方の地域自立生活支援」ということでございまして、災害時支援におけるソーシャルワーク機能、マトリックスを各ステージごとに、避難所の生活

ではどういう配慮が必要か、仮設住宅に移ったときにはどういう配慮が必要か、生活再建にかかったときには、その時期においてはどういうことが必要かということの全体のマトリックスを書いてみる必要があります。

今日は持ってまいりませんでした。私どもは災害とソーシャルワークということで、そういうマトリックスを確かにつくっています。

そういう、このステージではこういう援助が必要だ、こういう生活上の配慮が必要ではないかというものを、皆さんは地域ごとにつくってもらい必要があるのではないかということのわけですね。そういうステージごとの中に、救援の仕方あるいは復旧期のとき、あるいは復興期のときというふうに違うということでございます。

こういうふうに災害の問題というのは、今はなくても災害が起きたことによって生活の不安定さが露見する、そういう事態というのはたくさんあるわけでございます。

かつて、今から20年前に東京の目黒区で地域福祉計画をつくっているときに、行政の方は「行政が頑張っていますから災害でも大丈夫です」と言ったら、地域の住民の方が「何言っているんだ。区役所の職員の中で目黒区に住んでいるのは何%ですか」ということを話しました。しかも「災害は、いつも月曜から金曜の朝9時から5時の間に起きるのですか」という質問をしました、という話をしました。大丈夫でしょうか、確かに災害は9時から5時の間に起きてくれるとは限らないし、土曜、日曜も起きるかもしれない。

そういうときに、「行政が」と言ったら、行政が重要な役割を果たすというのは事実ですけども、すごく限界があるわけでしょう。結果的に、地域のそこに住んでいる人たちが考えなくてはいけないわけです。地域に住んでいる人というのは、昼間は働きに行っているかもしれないではないですか。昼間いる人というのは何ですか。その人たちがどういうことを考えるのかということ想定しなくてはいけないし、いろんな人手がいっぱいある時間帯の災害と全然対応が違います。

働き手がみんな働きにいったときに一番大きな役割を果たしそうなのは、中学校や高校の生徒さんです。高校の生徒はあちこちから通学区が広く来りけれど、中学校の生徒は地元ですよ。では、中学校の生徒たちを含めて校長以下、そういう話をしたことがあるのだろうかということも含めて、本当に多様な災害時を考えないと、これはうまく

いかないわけでございます。

アジアの諸国は、今、日本に対する期待を非常に持っているのは、立て続けにインドネシアも含めて災害が起きています。最近では中央アジアも災害がすごく起きている、地震が多いのです。ウズベキスタンとか。アジアの国々が日本に期待する大きな一つは災害とソーシャルワーク。これは全く緒についたばかりです。私どもも日赤から助成金をいただいたりして研究しておりますが、日赤自体が、救命のときは日赤の医師とか看護師がやれるけれども、この人たちがやれるときというのは何時間もありません。大体7、8時間ぐらいで役割は終わってしまうかもしれないということなのです。その後というのは、だれか。生活全体を見ている、地域のことがわかっているソーシャルワーカーに頼むしかないのではないかとというのが日赤の関係者の考え方で、私どもは助成をいただいて調査研究をしております。

そういう意味で、災害というのは本当にすべての住民が巻き込まれて、そして災害がなければ生活はそれなりにできたかもしれないけれども、災害が起きたことによって生活の不安定さが露見してしまうことがたくさんあるわけでございます。

結果的に生活を再建できないという問題があるわけですし、そんなことを含めて、この災害とソーシャルワークというのを本格的にやるとすれば、もう少し別の角度からこういうシンポジウムをやっていたらと思えます。

京都大学の巨大災害研究センターの林春男先生とかいろんな人たち含めて我々は共同研究しておりますから、そういう人たちを含めて、本当に災害時における高齢者、障害者支援のあり方を本格的にやるならやるで、また考えていただければというふうに思っている次第でございます。

そんなことで、今日は、とりあえず地域自立生活支援ということを考えていくと、行政だとか、あるいは施設の職員だとかでは対応できない。まさに地域住民全体が新たな支え合いをつくらなくてはいけないのではないかと。その新たな支え合いをつくるためには、我々が歴史的につくり上げられ、すり込まれてしまった福祉のとらえ方、考え方というものを、もう一度根本的に見直さないと、ややもすると排除の論理が働くか、「かわいそうだからしてあげる」というレベルにとどまってしまうのではないだろうか。それは本当に地域でも生きていくということにならないのではないかと。これをきょうは伝えたくて出てまいった

次第でございます。

ちょうど時間が来てしまいました。十分な話になりませんでしたけれども、私の話は終わりにいたします。

質問がありましたら、どうぞしていただければと思います。大変どうもありがとうございました。

(拍手)

(司会) 大橋先生、ありがとうございました。

もうしばらく演壇をお願いいたします。

我が国における社会福祉の展開を多様な側面から復習させていただきました。

また、本日、私どもが皆様方にお伝えしたい障害者の地域生活における安心・安全についても、コミュニティのあり方やソーシャルワークという切り口からお伝えいただけたと思います。

特に生活や支援のステージごとの入り込み方、それと住民の方と手を携えて地域を育てていくという、私ども行政サイドにも先生から多くの叱咤激励をいただけたのかなと考えております。

それでは、私の方から先生に。秋田や遠野での高齢者のお話のところが出ていたのですけれども、先生が秋田の方で実践的に取り組んで、自殺の問題や、家族の中のありようの課題があったと思います。それぞれの地域で、行政の中で、これらの課題について、どのような話し合いとか取り組みがあったのかを、もう少し具体的にお話しただけるとありがたいのですけれども。

(大橋) 今、日本の社会福祉のメインストリームは地域福祉という考え方なのです。地域福祉という考え方は地域での自立生活を支援するという考え方になります。地域の自立生活を支援するというのは、先ほど言いましたけれども、障害者・高齢者・児童という属性分野ごとの縦割りの福祉行政ではだめなのです。地域福祉というのは社会福祉の新しい考え方であり、属性分野的な縦割り行政を横断的に再編成するシステムであり、新しいサービスシステム、行政再編成を伴うものでなければならないと思っています。

そういう意味では、今日の主催が心障センターだからやむを得ないのですが、いつまでも障害とか高齢という縦割りの時代ではないかというふうに思っているわけです。

早くは、1990年ごろに東京の狛江市で、福祉事務所を在宅福祉課と福祉相談課に変えてもらいました。多分、日本で一番早かった福祉事務所の再編成かと思いますが、障害福祉課と高齢福祉課とか、そういうのやめましょうということでご

ざいます。

今でも法律体系があるからやむを得ないのですが、そういう障害・高齢という家族をバラバラにしようとか、一人の人間も65歳までは障害者扱いで、65歳過ぎたら高齢者扱いと、こんな変な話でしようということだってあるわけですし、そもそも障害を持っている人はどうしていますかという発想自体が、申しわけないのですが、少し変えていただく時期に来ているのではないだろうか。

そういう意味では、身体的な障害を有している人も、いわゆる高齢者も子どもも地域でどう住めるかというシステムをやっていく仕組みはどうか。これは結論から言いますとコミュニティソーシャルワークという考え方がありまして、今多くのところでやっていますが、秋田県も取り入れていますし、北九州、大阪府、大阪市もそうですし、いろんなところでコミュニティソーシャルワークというのを取り入れているわけですね。それは地域を基盤にして障害、子ども、高齢なんていう属性分野ではなくて、すべての人が地域で過ごしていけるような援助を担当する職員、システムとしてコミュニティソーシャルワークという考え方が入ってきているということでございます。秋田はそれを推進しようとしているわけです。

では、そのコミュニティソーシャルワークは何かと言いますと、わかりやすく言えば二つありまして、一つは制度的な行政のサービスを有効に活用しながら、一方で近隣住民のさまざまなボランティア活動や支援活動うまく結びつけてくれる。フォーマルなサービスとインフォーマルなサービスを有機的に結びつけて対人援助してくれる、これが一つです。個別ごとにネットワークを持って、行政というのはどうしても「何々市何とか委員会」をつくってしまうわけですが、それでは事柄が解決できないので、何々市にAさんについては、例えばその人の地域自立生活支援するためには保健師さんと駐在のお巡りさんと老人クラブの会長さんと町内会の会長と何とかがグループを持って支援に当たります。BさんはJRの駅長さんと、それから福祉事務所のソーシャルワーカーと社会福祉協議会の訪問介護員と何とかがチーム組んでやりましょうと。一人一人支援する人たちが抱えている問題に応じてネットワーク会議の構成メンバーが違うわけです。その構成メンバーの方々と協働して、フォーマルなサービスとインフォーマルなサービスを結びつけて提供してあ

げるといふコミュニティソーシャルワークという機能が一つあるということです。これを丁寧にやってくれているわけでございます。

これを典型的にやっているのは長野県の茅野市とかがそうです。人口5万7,000のところを四つの保健福祉サービスセンターに分けて、そこでそういうことを総合的にやっている。介護保険の地域包括支援センターのモデルになったところでございます。

こういうやり方をすると医療費も上がらないのです。長野県茅野市はこの10年間、老人医療費は上がっていません。同じような取り組みをしている香川県の琴平町も上がっていません。つまり、無駄がないわけですし、住民の方にしてみれば、心配しなくても、その人につながってくればすごく安心がありますから、あれこれ、あれこれつまらんむだなことを使わないということがある。

そういうことも含めてフォーマルとインフォーマルをどういうふうに結びつけていくか。これはコミュニティソーシャルワークの非常に重要なポイントになってまいります。

それからもう一つ。コミュニティソーシャルワークというのはソーシャルワークの一つですから、アウトリーチをし、そしてサービスを開発するというところがございます。つまり、既存の行政が持っている制度だけでは問題解決につながらないのです。

では、問題解決につながらないとすれば、「制度がありませんから、すみません」と謝ってしまうのか、「制度はないけれど地域の住民と一緒に新しいサービスを開発しましょう」というふうに考えてくれるのか。この新しいサービスを開発するという機能も実はコミュニティソーシャルワークに非常に重要なわけです。

日本人の感覚は、行政から補助金が出ないと仕事をしないという発想があるのですけれど、これはソーシャルワークにとってあるまじきことで、ソーシャルワーカーというのは金がなかったら集めてくればいいのです。集める作業をするわけです。だから共同募金の使い勝手だとか、あるいはその地域から都会に出ていった人に手紙を書いてお金を寄附してもらおうとか、いろんなやり方をしているところがあるわけですが、何しろ新しいサービスを開発をしていくわけでございます。

だから、行政の枠の中に当てはめるのではなくて、その人に即して、その人の問題を解決するためにはサービスを開発する、時には問題を発見に

アウトリーチしていくという機能をすごく大事にしているということではないでしょうか。

これは、どう見ても行政の再編成を伴わないといけないわけですね。

(司会) ご提言も含めて、ありがとうございます。

それでは、皆様よろしいでしょうか。

大橋先生に再度の大きな拍手をお願いいたします。

大橋先生、どうもありがとうございました。

(拍手)